

# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	西	2302-1	136	ホ	12	0	山林	1.99	ヒノキ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	1
2																	
3																	
4																	

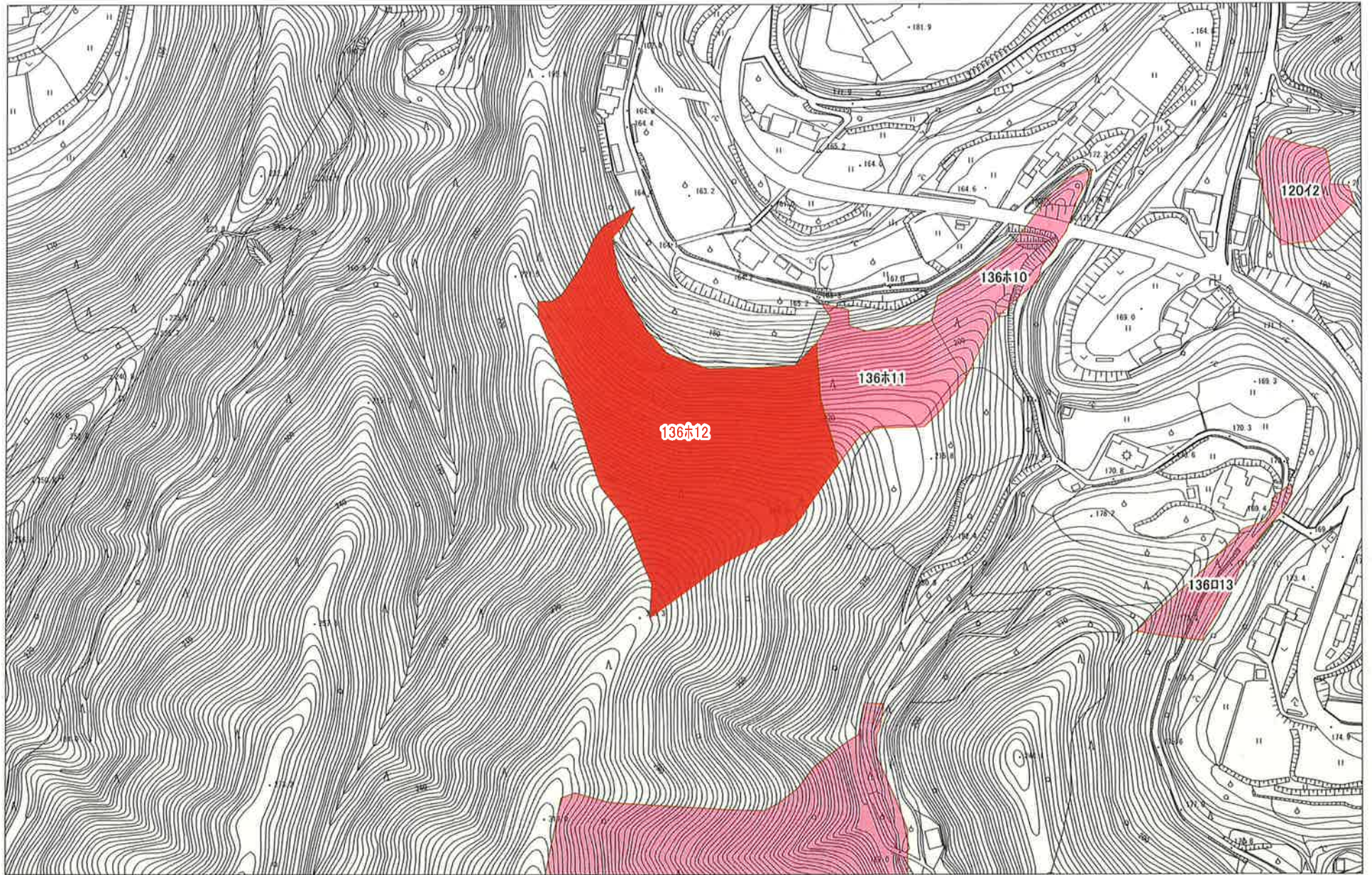
この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX









# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)					(名称) みなべ町長 小谷芳正					(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742					
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	扇谷	1273-1	137	へ	1	0	山林	0.54	スギ	45	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	2
2	清川	扇谷	1273-1	137	へ	1	0	山林	0.06	ヒノキ	45	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	3
3																	
4																	
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊟</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      住 所                      (同上)                      氏名                      <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>																	











# 経営管理集積計画

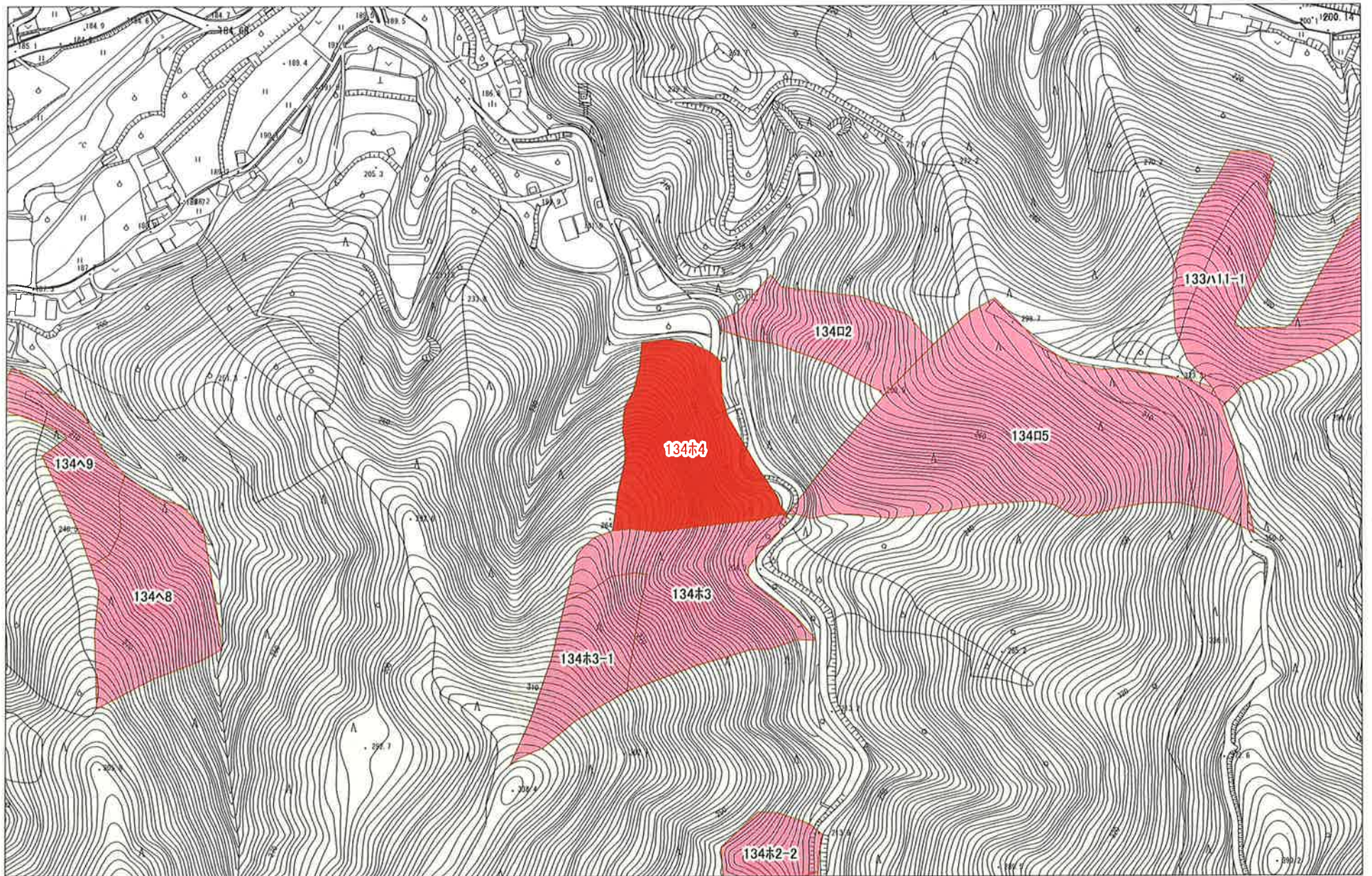
## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称)					(所在地)									
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	みなべ町長 小谷芳正					和歌山県日高郡みなべ町芝742									
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	丈ノ谷	3251	134	ホ	4	0	山林	0.65	ヒノキ	33	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	4
2																	
3																	
4																	
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊞</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      住 所                      (同上)                      氏名                      <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>																	











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける(乙)		(名称)									(所在地)												
			みなべ町長 小谷芳正									和歌山県日高郡みなべ町芝742												
番号	大字	小字	地番		林班		準林班		小班		枝番		地目		面積		現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																								
1	清川	阪口	3983 3990-1	123	二	3	0	山林	1.82	スギ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	5							
2	清川	阪口	3983 3990-1	123	二	3	0	山林	0.72	ヒノキ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	6							
3	清川	四続谷	3981	123	ハ	8	0	山林	0.20	スギ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	7							
4	清川	大久保	4285	126	ホ	9	0	山林	0.30	ヒノキ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	8							
5	清川	大久保	4285	126	ホ	9	1	山林	0.09	スギ	58	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	9							
6	清川	大久保	4285	126	ホ	9	1	山林	0.21	ヒノキ	58	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	10							



	清川	下小森	1118	138	口	2	0	山林	5.41	ヒノキ	58	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	11
	清川	下小森	1118	138	口	6	0	山林	0.17	スギ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	12
	清川	下小森	1118	138	口	6	0	山林	0.36	ヒノキ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	13

この計画に同意する

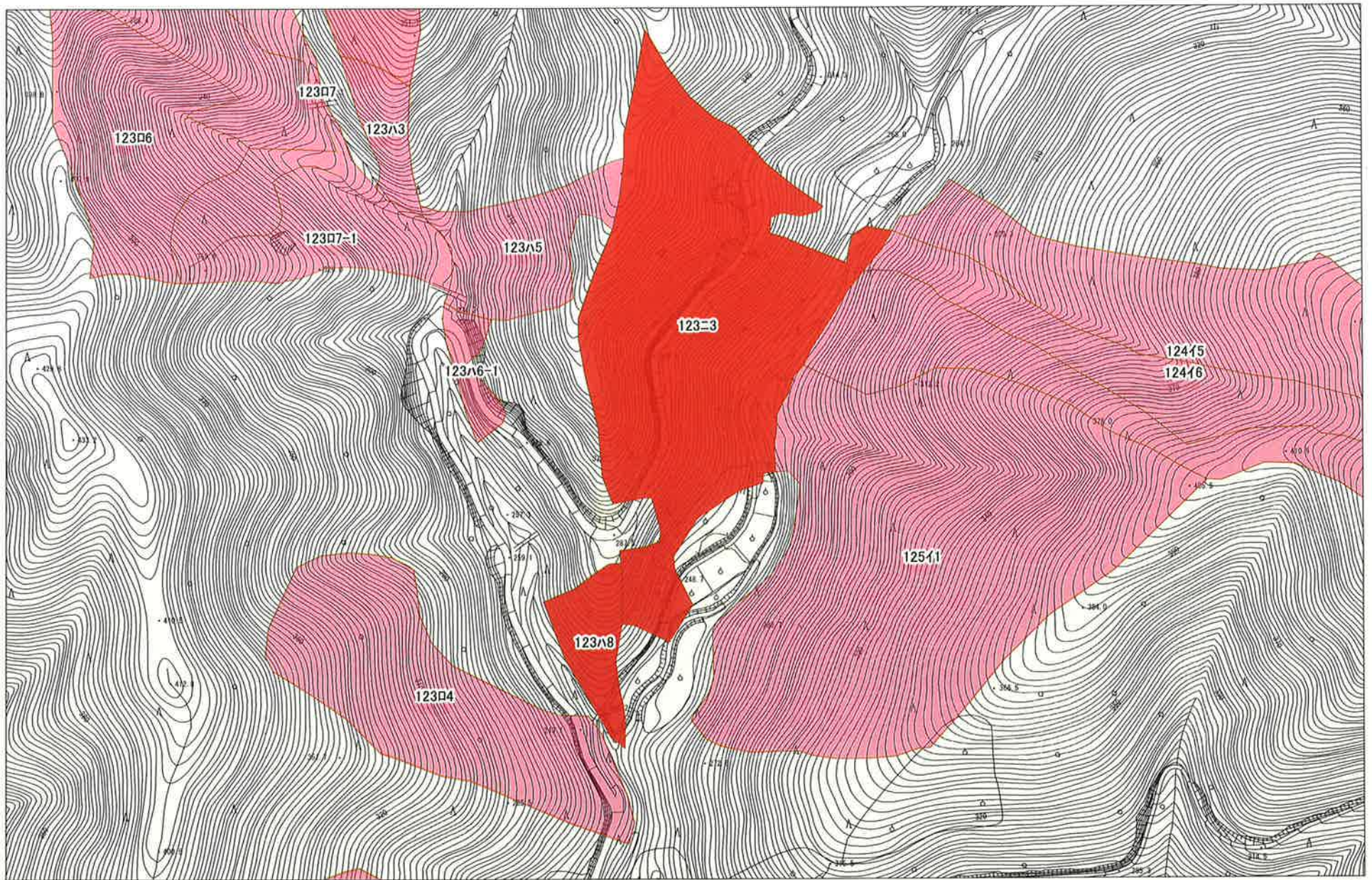
権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)    氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所                      (同上)    氏名                      XXXXXXXXXX

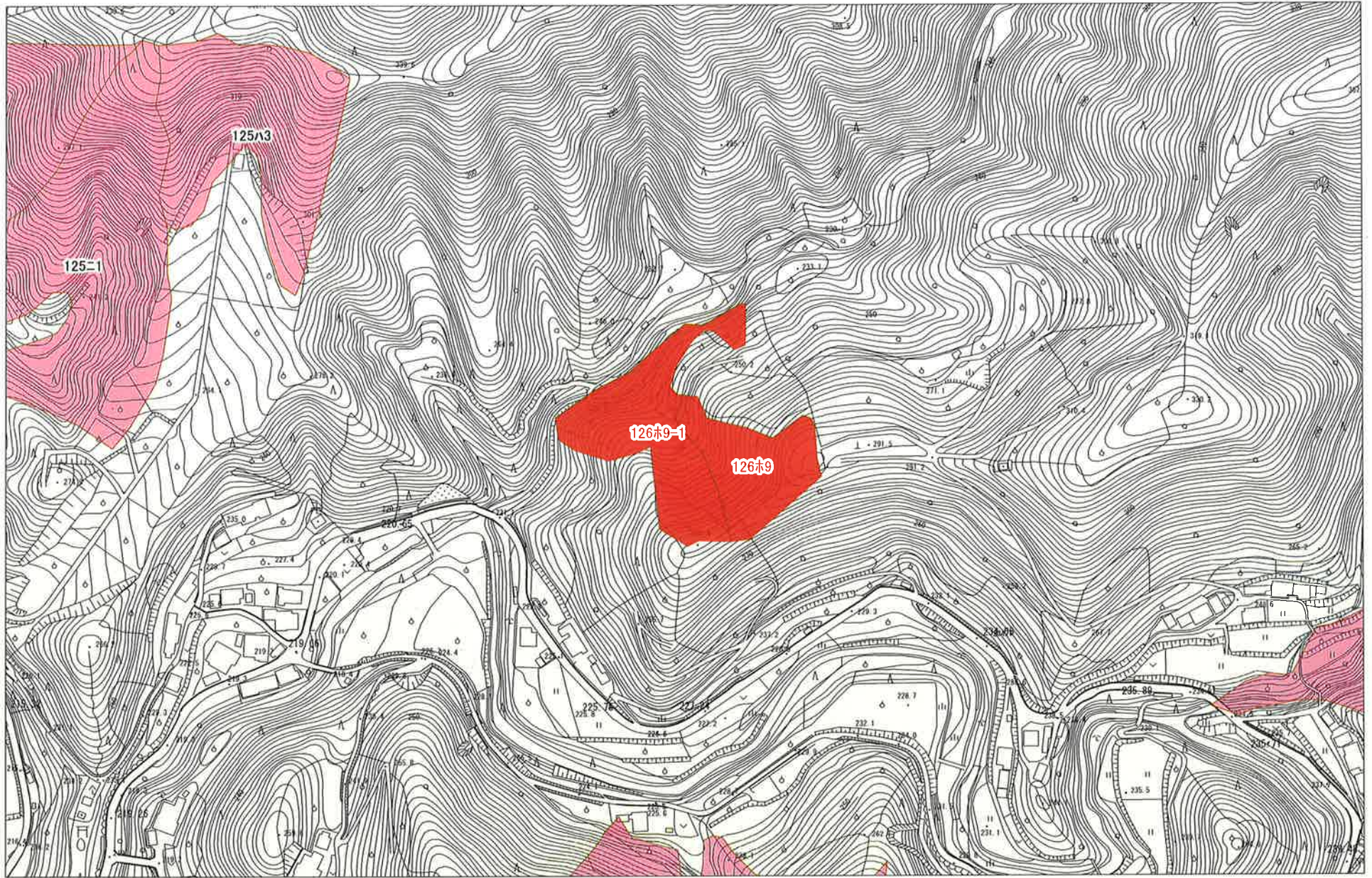
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林					経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容			
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	阪口	3983 3990-1	123	二	3	0	
2	清川	阪口	3983 3990-1	123	二	3	0	
3	清川	四続谷	3981	123	ハ	8	0	
4	清川	大久保	4285	126	ホ	9	0	
5	清川	大久保	4285	126	ホ	9	1	
6	清川	大久保	4285	126	ホ	9	1	
7	清川	下小森	1118	138	口	2	0	
8	清川	下小森	1118	138	口	6	0	
9	清川	下小森	1118	138	口	6	0	
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								

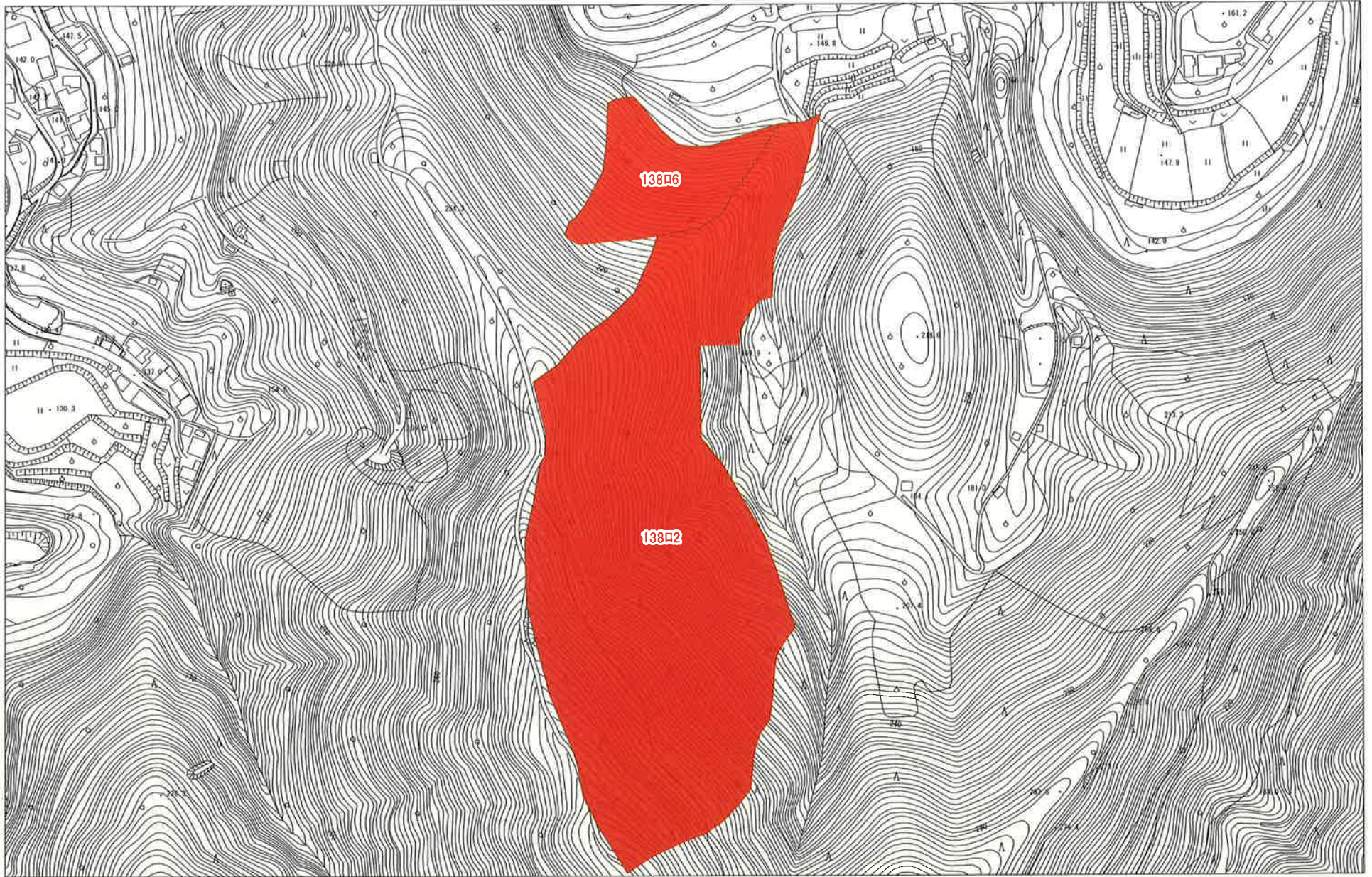












13806

13802



# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	清川	柚子	4536	130	二	1	0	山林	0.35	スギ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	14
2	清川	柚子	4536	130	二	1	0	山林	1.20	ヒノキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	15
3	清川	柚子	4536	130	二	1	2	山林	0.18	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	16
4	清川	柚子	4544-1 4544-2	130	二	4	0	山林	0.32	スギ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	17
5	清川	柚子	4544-1 4544-2	130	二	4	0	山林	0.49	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	18

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊟

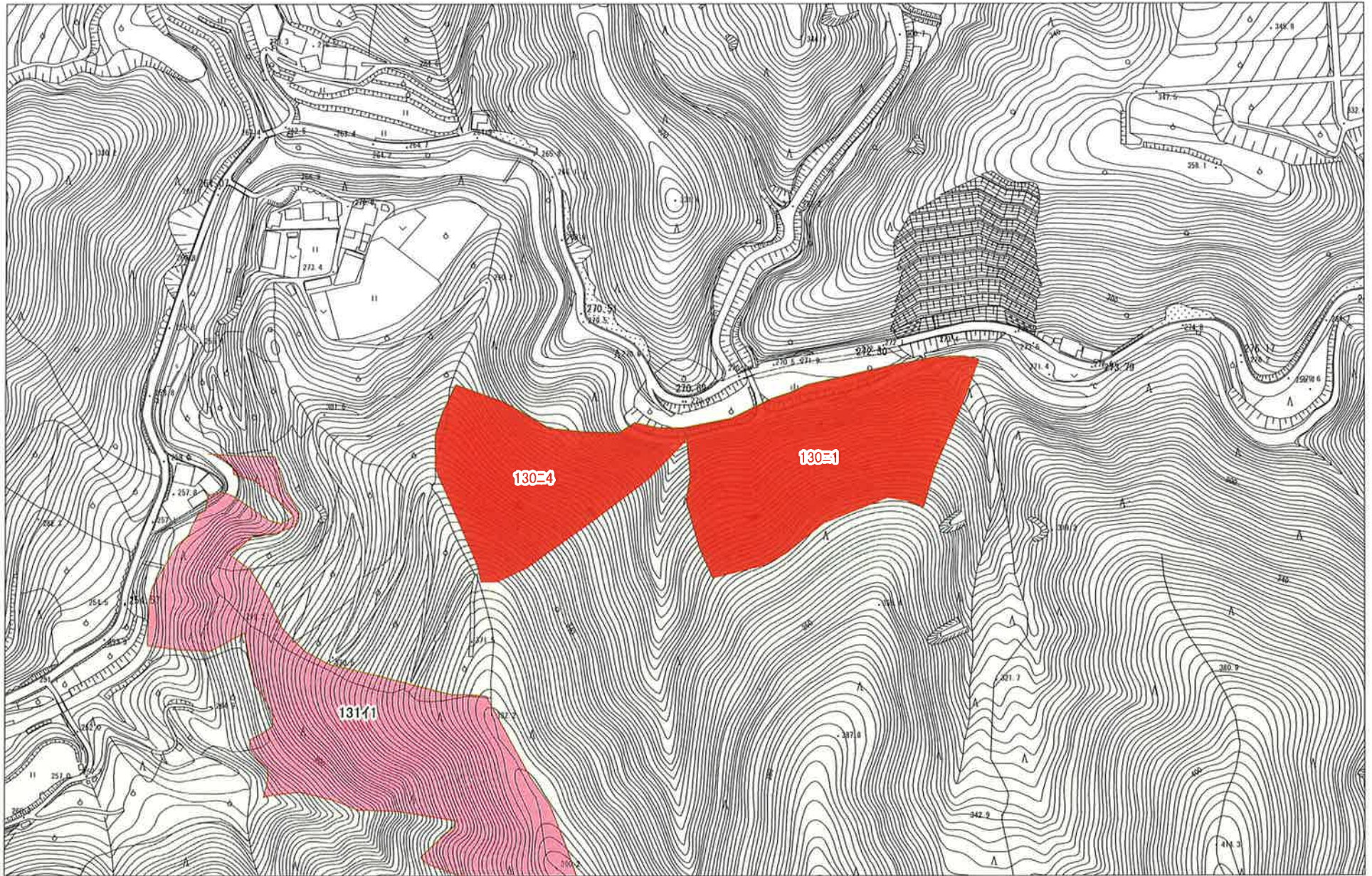
権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林				経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容				
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	柚子	4536	130	二	1	0	
2	清川	柚子	4536	130	二	1	0	
3	清川	柚子	4536	130	二	1	2	
4	清川	柚子	4544-1 4544-2	130	二	4	0	
5	清川	柚子	4544-1 4544-2	130	二	4	0	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける(乙)		(名称)		(所在地)												
	経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)												
集4-01			みなべ町長 小谷芳正		和歌山県日高郡みなべ町芝742												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	中用川	1780-17	116	二	1	0	山林	0.20	スキ	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	76
2	清川	中用川	1780-17	116	二	1	0	山林	1.02	ヒノキ	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	77
3	清川	中用川	1780-17	116	ハ	3	0	山林	0.88	スキ	61	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	78
4	清川	中用川	1780-14	116	ハ	4	0	山林	0.30	スキ	64	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	79
5	清川	中用川	1780-13	116	ホ	4	0	山林	1.32	スキ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	80
6	清川	大森山	1792-1	117	イ	2	0	山林	0.42	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	81

清川	中用川	1780-5 1780-6	117	ニ	3	0	山林	1.60	スキ	89	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	82
清川	中用川	1780-5 1780-6	117	ニ	3	0	山林	1.60	ヒノキ	89	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	83
清川	中用川	1780-18	117	ハ	6	0	山林	0.67	スキ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	84
清川	中用川	1780-18	117	ハ	6	0	山林	0.29	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	85
清川	大森山	1792-1 1792-2	118	イ	2	1	山林	1.08	ヒノキ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	86
清川	大森山	1792-1 1792-2	118	イ	2	1	山林	0.22	スキ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	87
清川	大森山	1792-1 1792-2	119	イ	2	0	山林	0.16	スキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	88
清川	大森山	1792-1 1792-2	119	イ	2	0	山林	0.38	ヒノキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	89
清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	4	0	山林	0.21	スキ	64	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	19
清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	4	0	山林	0.49	ヒノキ	64	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	20
清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	5	0	山林	0.15	スキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	21



	清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	5	0	山林	0.47	ヒノキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	22
	清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	5	0	山林	0.47	ヒノキ	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	23

この計画に同意する

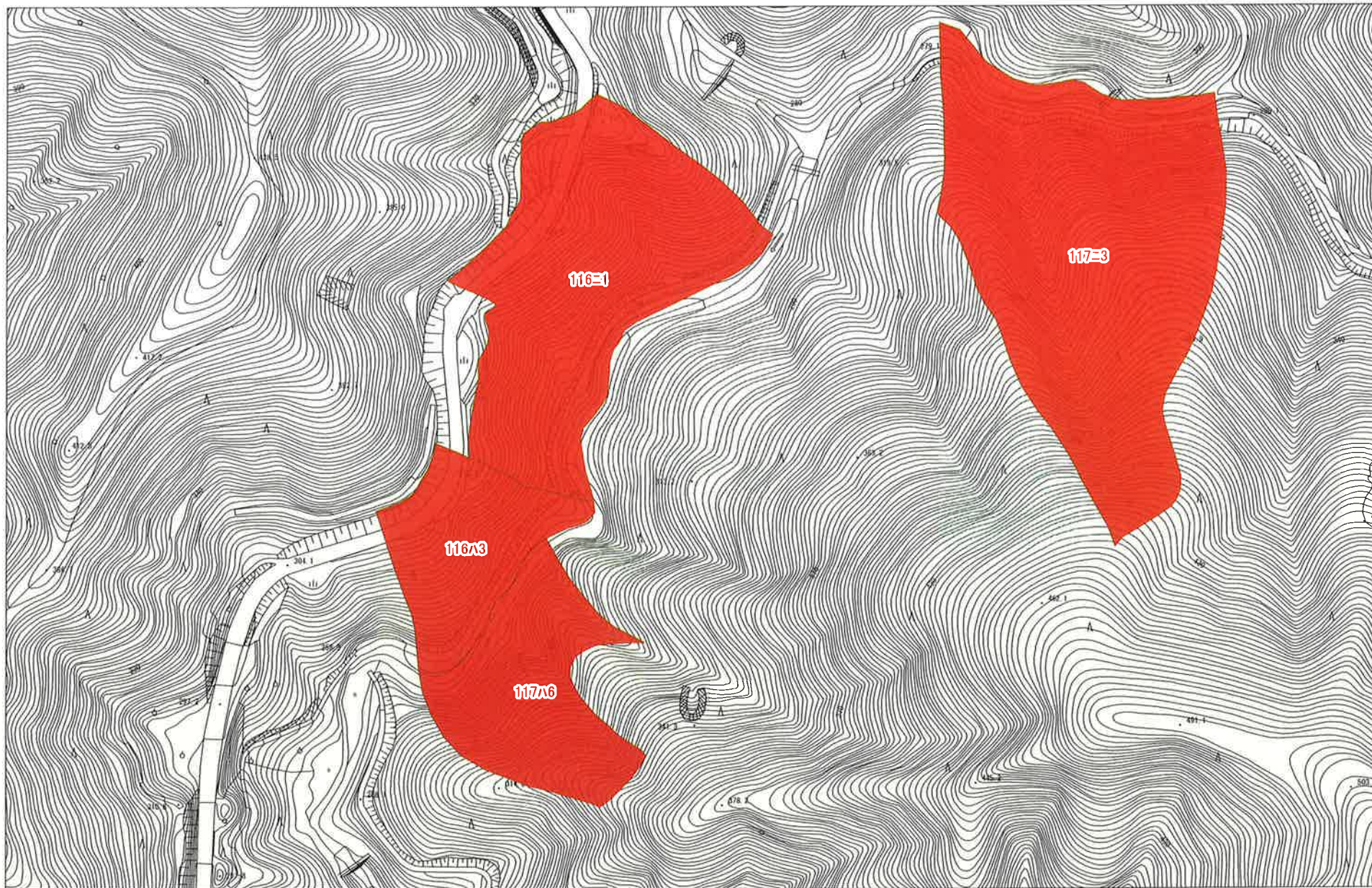
権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊟

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX

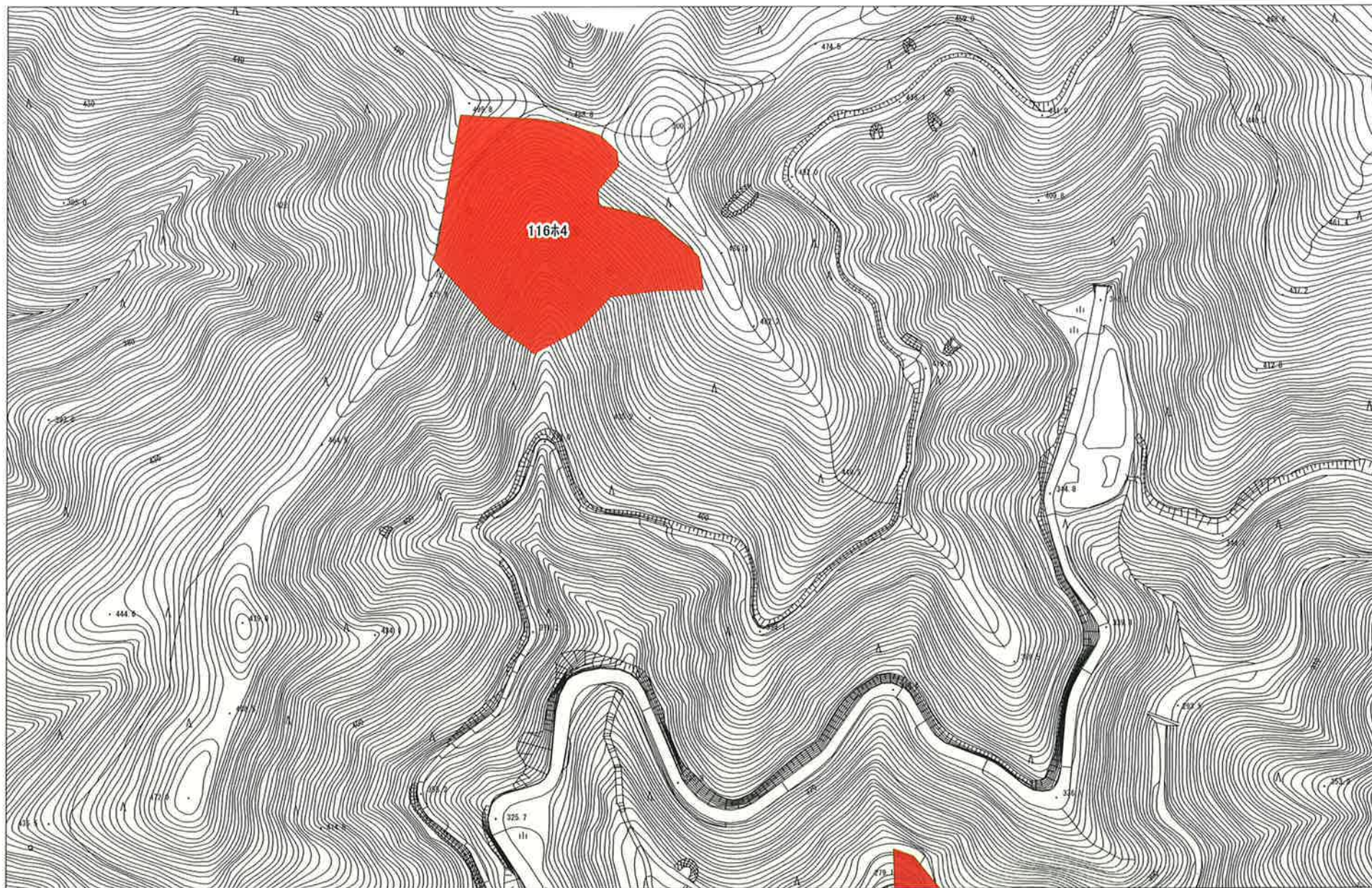
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	中用川	1780-17	116	二	1	0	
2	清川	中用川	1780-17	116	二	1	0	
3	清川	中用川	1780-17	116	ハ	3	0	
4	清川	中用川	1780-14	116	ハ	4	0	
5	清川	中用川	1780-13	116	ホ	4	0	
6	清川	大森山	1792-1	117	イ	2	0	
7	清川	中用川	1780-5 1780-6	117	二	3	0	
8	清川	中用川	1780-5 1780-6	117	二	3	0	
9	清川	中用川	1780-18	117	ハ	6	0	
10	清川	中用川	1780-18	117	ハ	6	0	
11	清川	大森山	1792-1 1792-2	118	イ	2	1	
12	清川	大森山	1792-1 1792-2	118	イ	2	1	
13	清川	大森山	1792-1 1792-2	119	イ	2	0	
14	清川	大森山	1792-1 1792-2	119	イ	2	0	
15	清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	4	0	
19	清川	猪ノ子谷	2104-2	120	へ	5	0	
20								

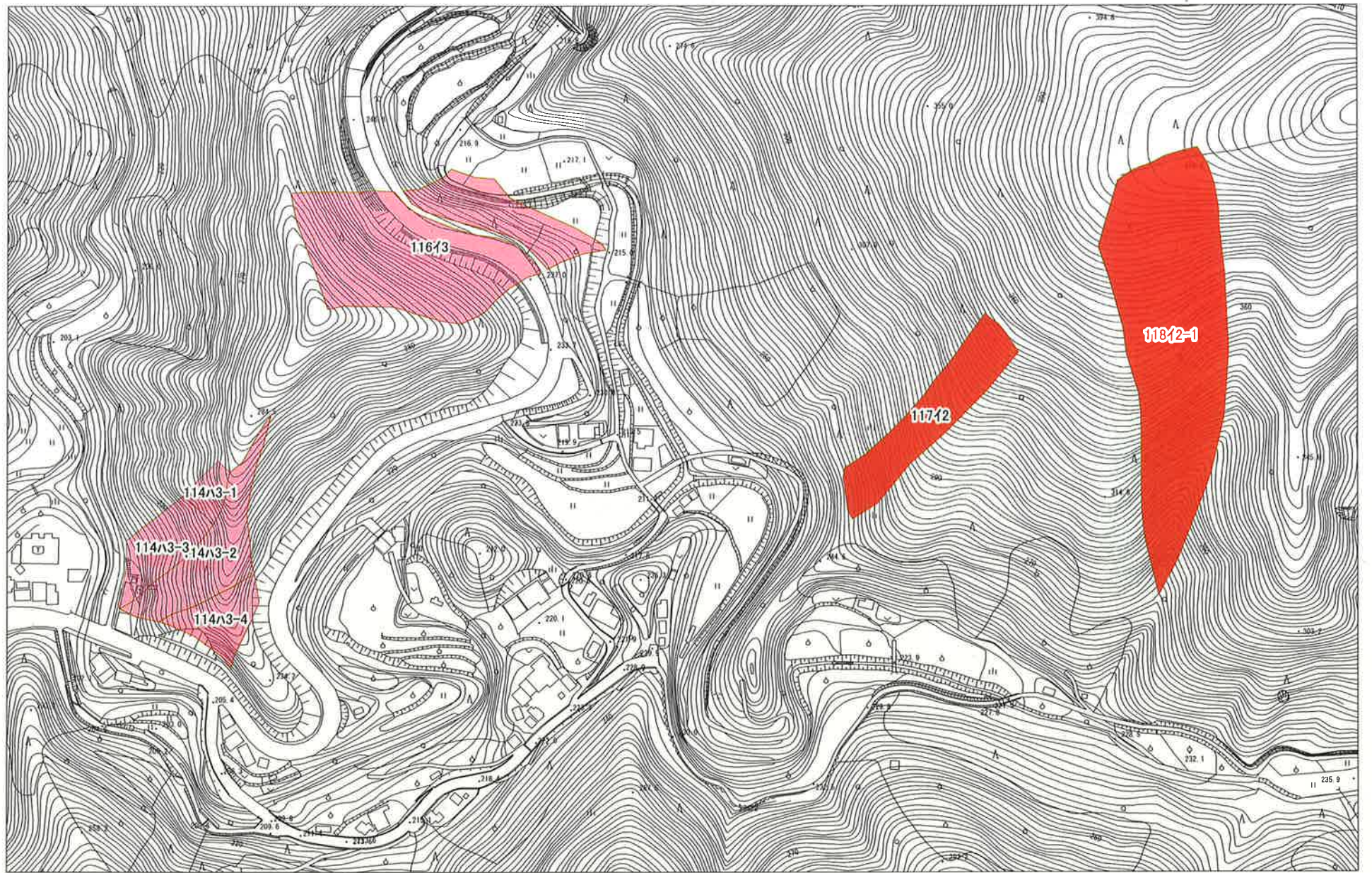


















# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)				(名称) みなべ町長 小谷芳正				(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742								
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)	経営管理 権の始期						
1	清川	露谷	4157 4157-1	132	口	1	0	山林	0.59	スギ	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	24	
2	清川	露谷	4157 4157-1	132	口	1	0	山林	0.59	ヒノキ	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	25	
3																		
4																		
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>																		









# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける(乙)		(名称)									(所在地)					
			みなべ町長 小谷芳正									和歌山県日高郡みなべ町芝742					
集4-01			(氏名又は名称)									(住所又は所在地)					
			森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													備考 (現地連番)				
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期		経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法
1	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	0	山林	0.30	スキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	26
2	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	0	山林	0.66	ヒキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	27
3	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	5	0	山林	0.21	スキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	28
4	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	5	0	山林	0.50	ヒキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	29
5	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	8	0	山林	0.62	ヒキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	30
6	清川	露谷	4165	132	イ	6	0	山林	0.02	スキ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	97



7	清川	露谷	4165	132	イ	6	0	山林	0.08	ヒノキ	51	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	98
8	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	1	山林	0.43	ヒノキ	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	99
9	清川	中波 瀬	2574-1	136	イ	6	0	山林	0.06	スギ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	100
10	清川	中波 瀬	2574-1	136	イ	6	0	山林	0.24	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	101
11	清川	中波 瀬	2574-1	136	イ	7	0	山林	0.67	ヒノキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	102
12	清川	川原 谷	3923	122	ニ	1	0	山林	0.88	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	103
13	清川	川原 谷	3919	122	ホ	7	0	山林	1.50	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	104

この計画に同意する

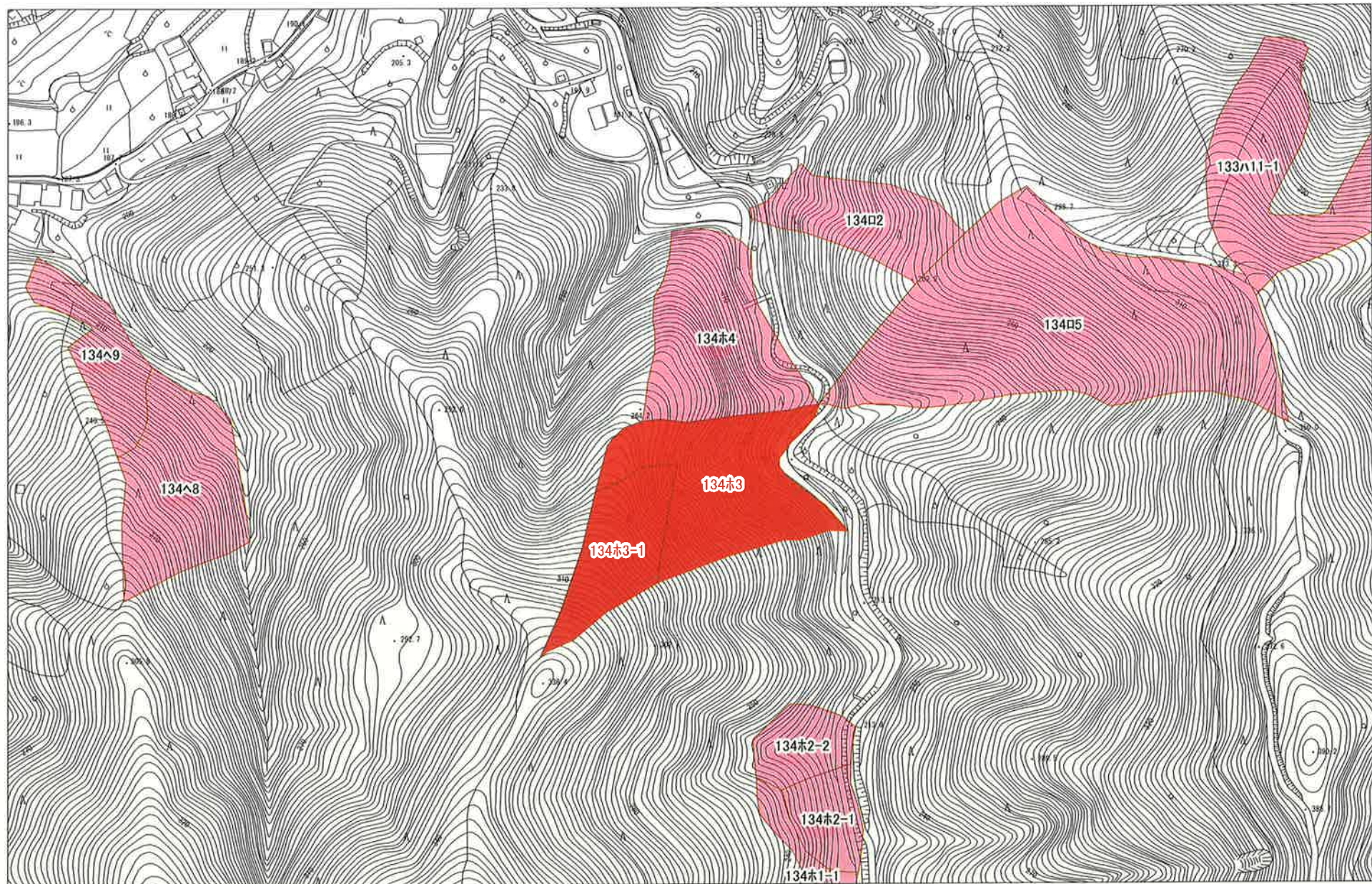
権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊟

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX

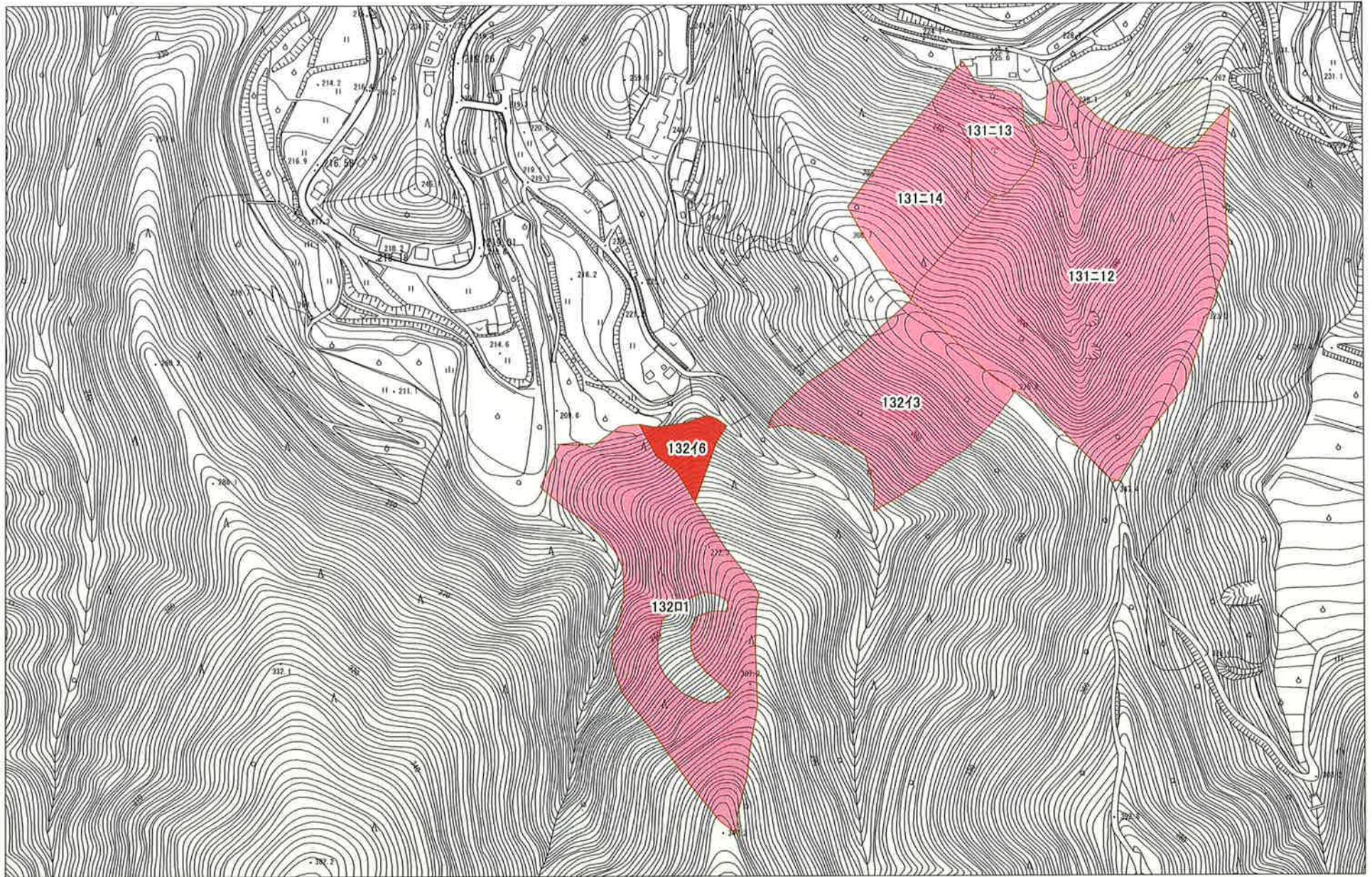
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	0	
2	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	0	
3	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	5	0	
4	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	5	0	
5	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	8	0	
6	清川	露谷	4165	132	イ	6	0	
7	清川	露谷	4165	132	イ	6	0	
8	清川	丈ノ谷	3252	134	ホ	3	1	
9	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	6	0	
10	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	6	0	
11	清川	中波瀬	2574-1	136	イ	7	0	
12	清川	川原谷	3923	122	ニ	1	0	
13	清川	川原谷	3919	122	ホ	7	0	
14								
15								
19								
20								

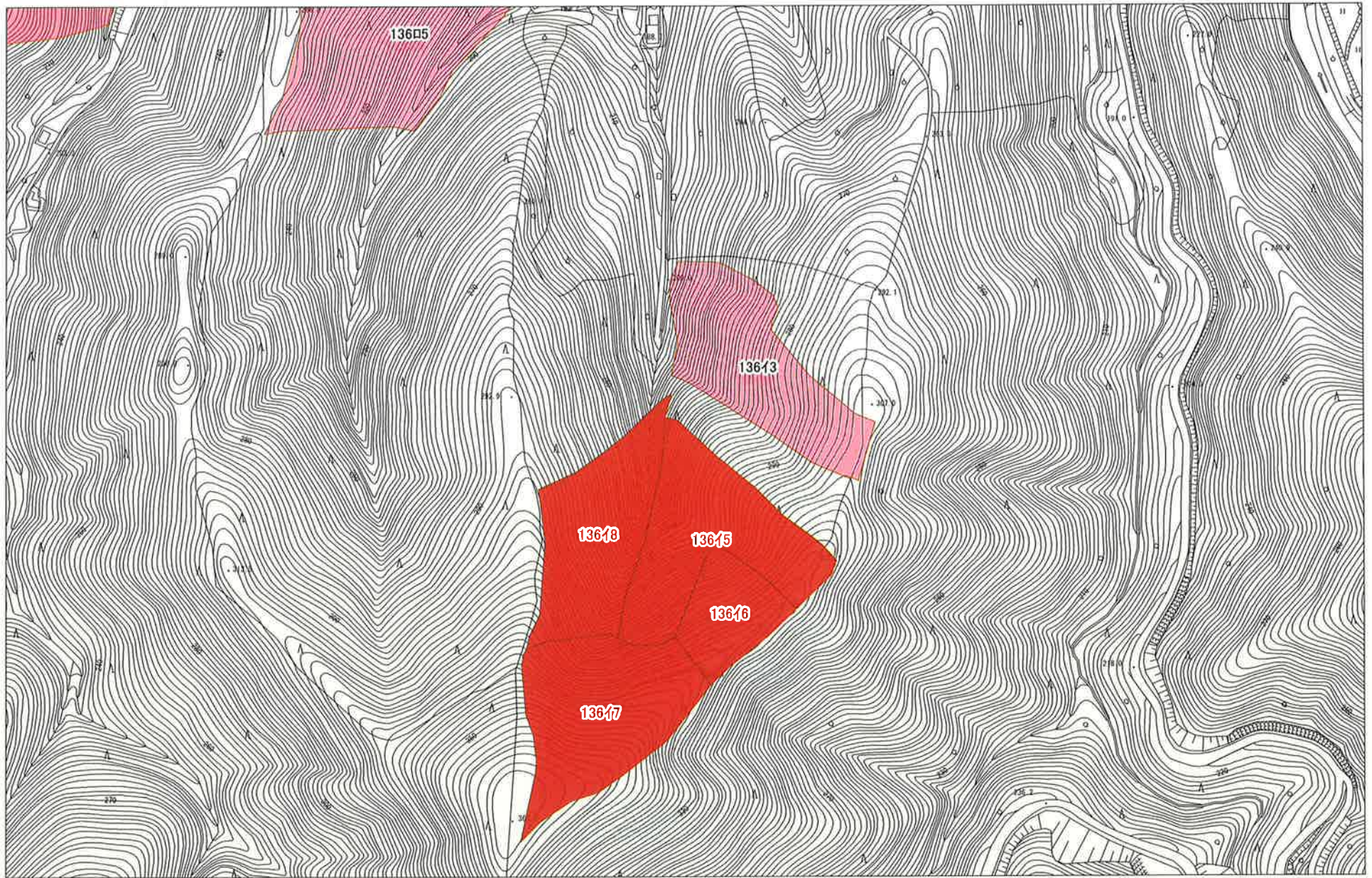




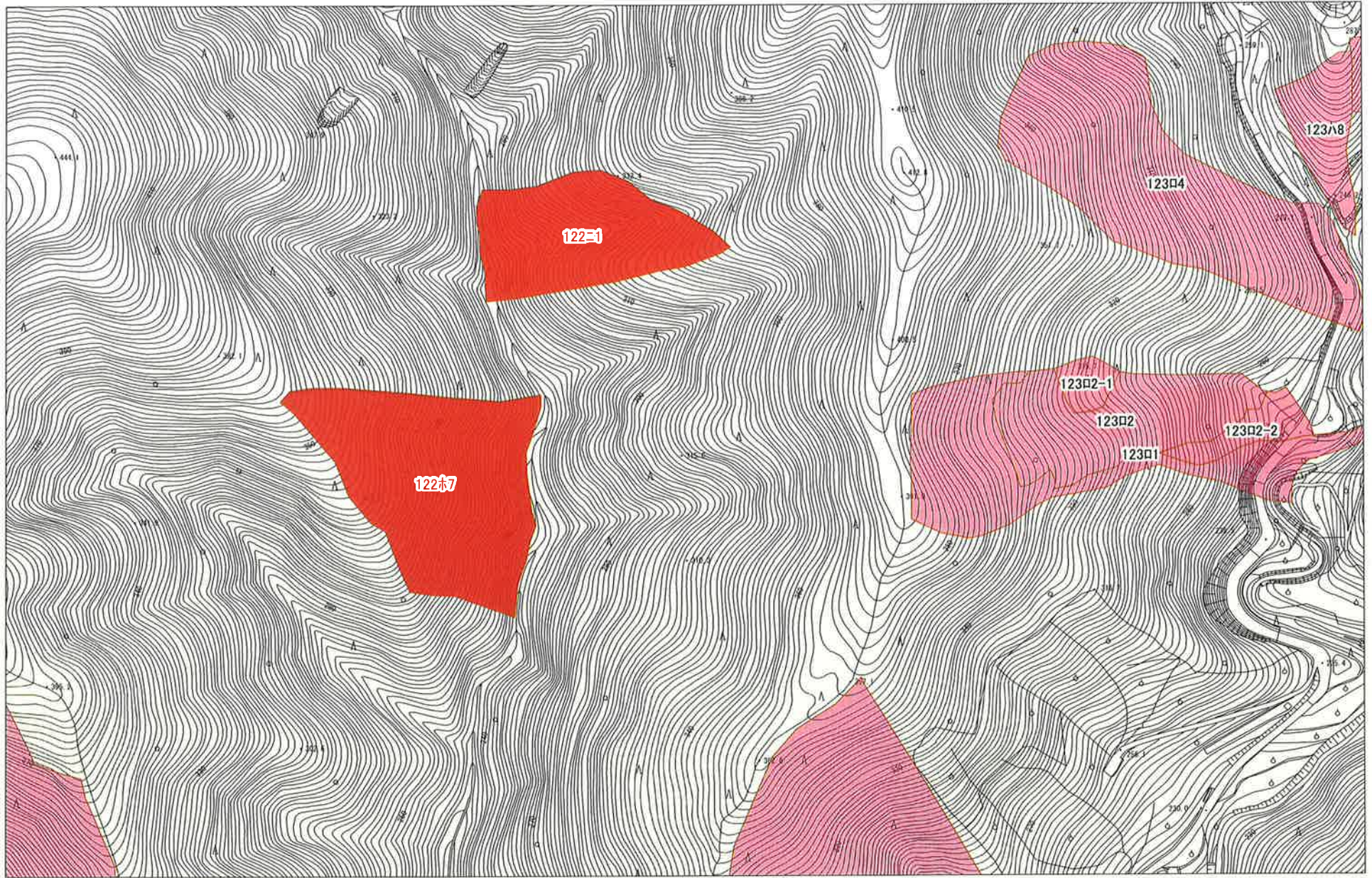














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける(乙)		(名称)										(所在地)				
			みなべ町長 小谷芳正										和歌山県日高郡みなべ町芝742				
番号	大字	小字	経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)										(住所又は所在地)				
			乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	清水	4396	131	二	12	0	山林	0.83	スギ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	31
2	清川	清水	4396	131	二	12	0	山林	1.92	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	32
3	清川	清水	4397	131	二	13	0	山林	0.18	ヒノキ	66	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	33
4	清川	清水	4396	131	二	14	0	山林	0.40	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	34
5	清川	井平	4418-1 4418-2	131	二	18	0	山林	0.25	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	35
6	清川	虫ノ谷	4452-4	131	ハ	2	0	山林	0.40	ヒノキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	36







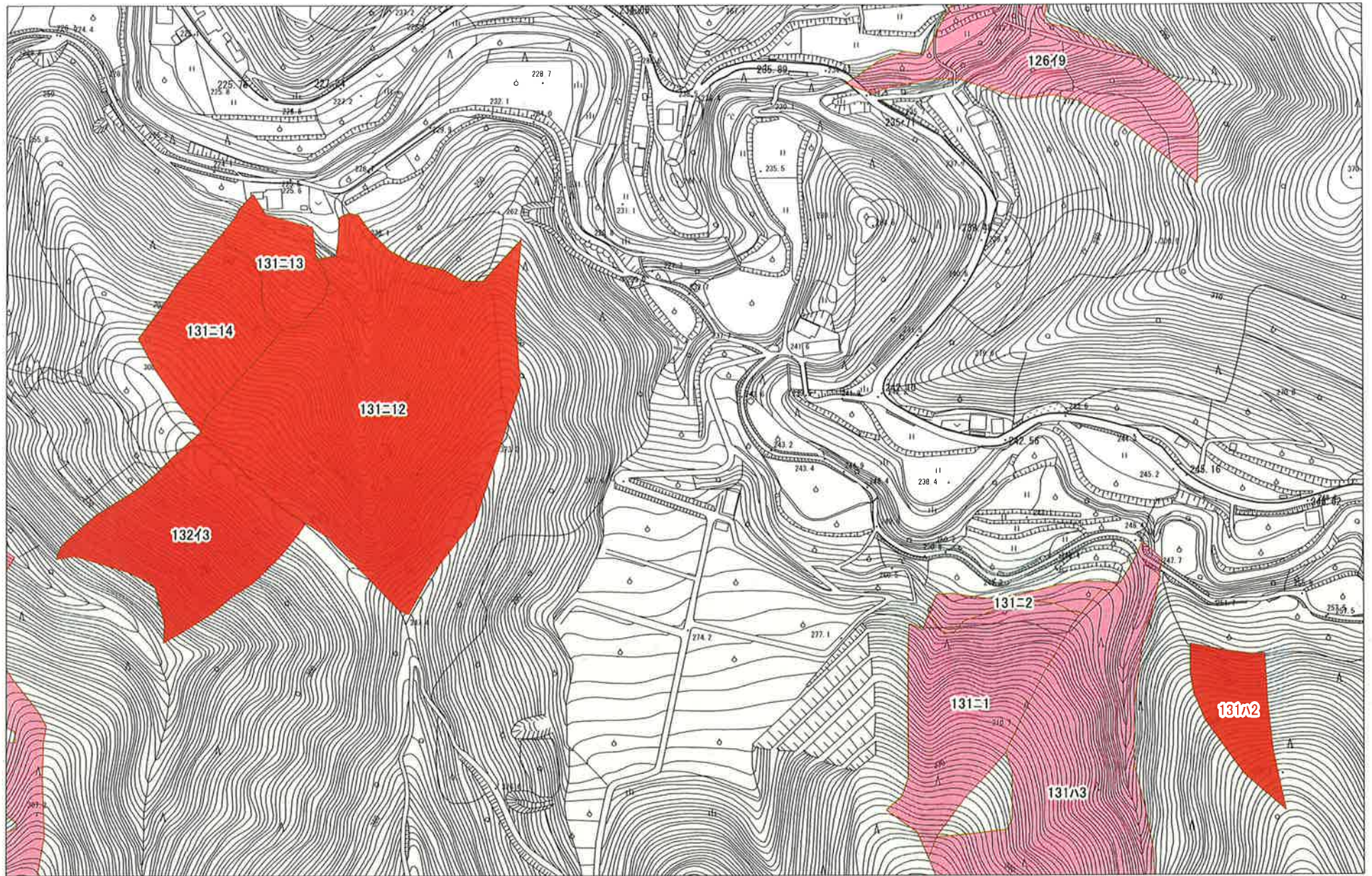
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林				経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容			
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番
	大字	小字	地番				
1	清川	清水	4396	131	ニ	12	0
2	清川	清水	4396	131	ニ	12	0
3	清川	清水	4397	131	ニ	13	0
4	清川	清水	4396	131	ニ	14	0
5	清川	井平	4418-1 4418-2	131	ニ	18	0
6	清川	虫ノ谷	4452-4	131	ハ	2	0
7	清川	倉ノ谷	4063 4067 4070 4071 4075 4076 4077 4080 4081-1	125	ニ	1	0
8	清川	倉ノ谷	4063 4067 4070 4071 4075 4076 4077 4080 4081-1	125	ニ	1	0
9	清川	倉ノ谷	4063 4067 4070 4071 4075 4076 4077 4080 4081-1	125	ニ	2	0
10	清川	倉ノ谷	4063 4067 4070 4071 4075 4076 4077 4080 4081-1	125	ニ	2	0
11	清川	倉ノ谷	4063 4067 4070 4071 4075 4076 4077 4080 4081-1	125	ニ	2	1
12	清川	露谷	4167	132	イ	3	0
13	清川	露谷	4167	132	イ	3	0
14							
15							
19							
20							

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	松平	3606-1	133	ハ	10	0	山林	0.30	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	37
2																	
3																	

この計画に同意する

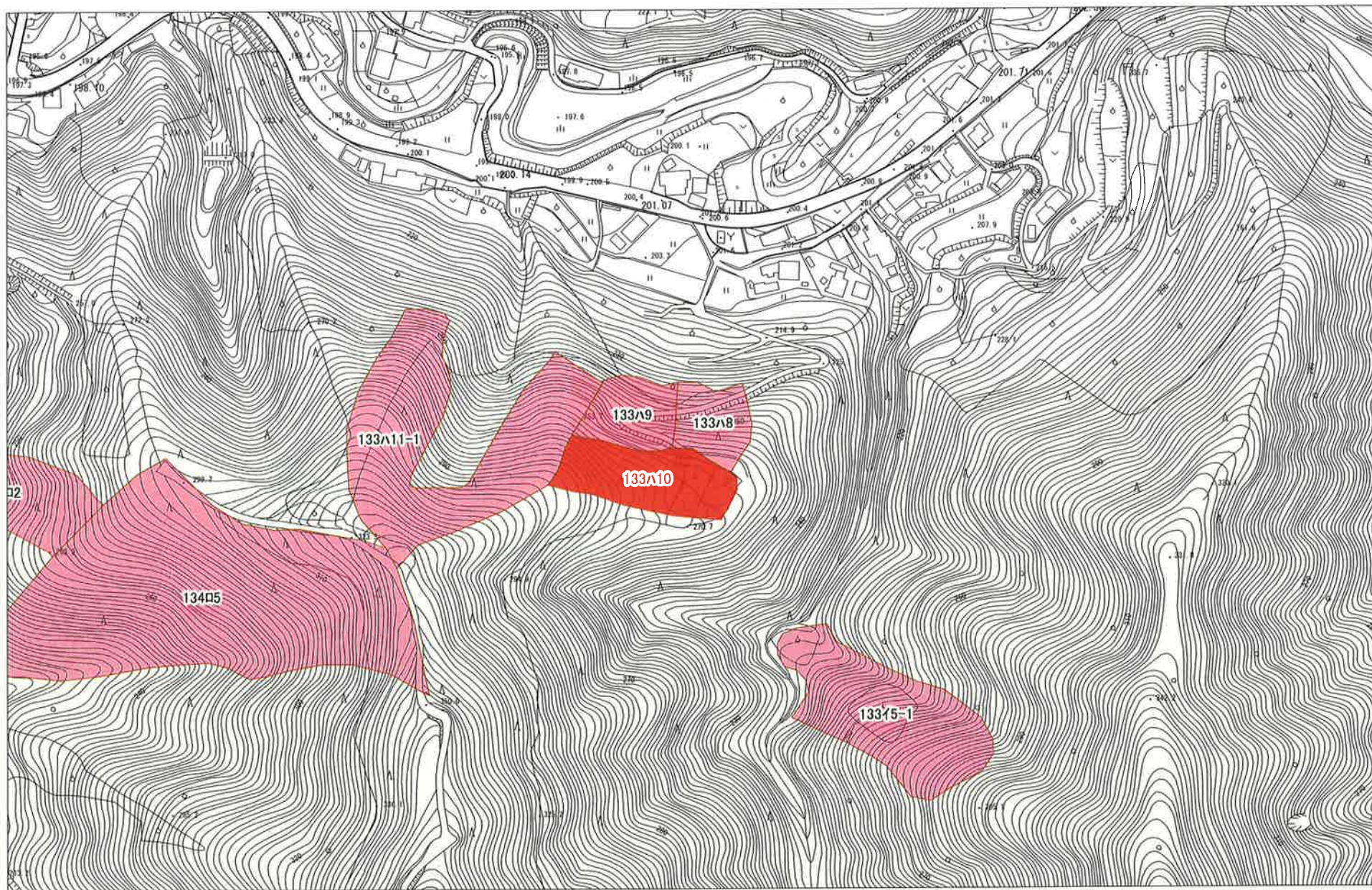
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ⑩

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX









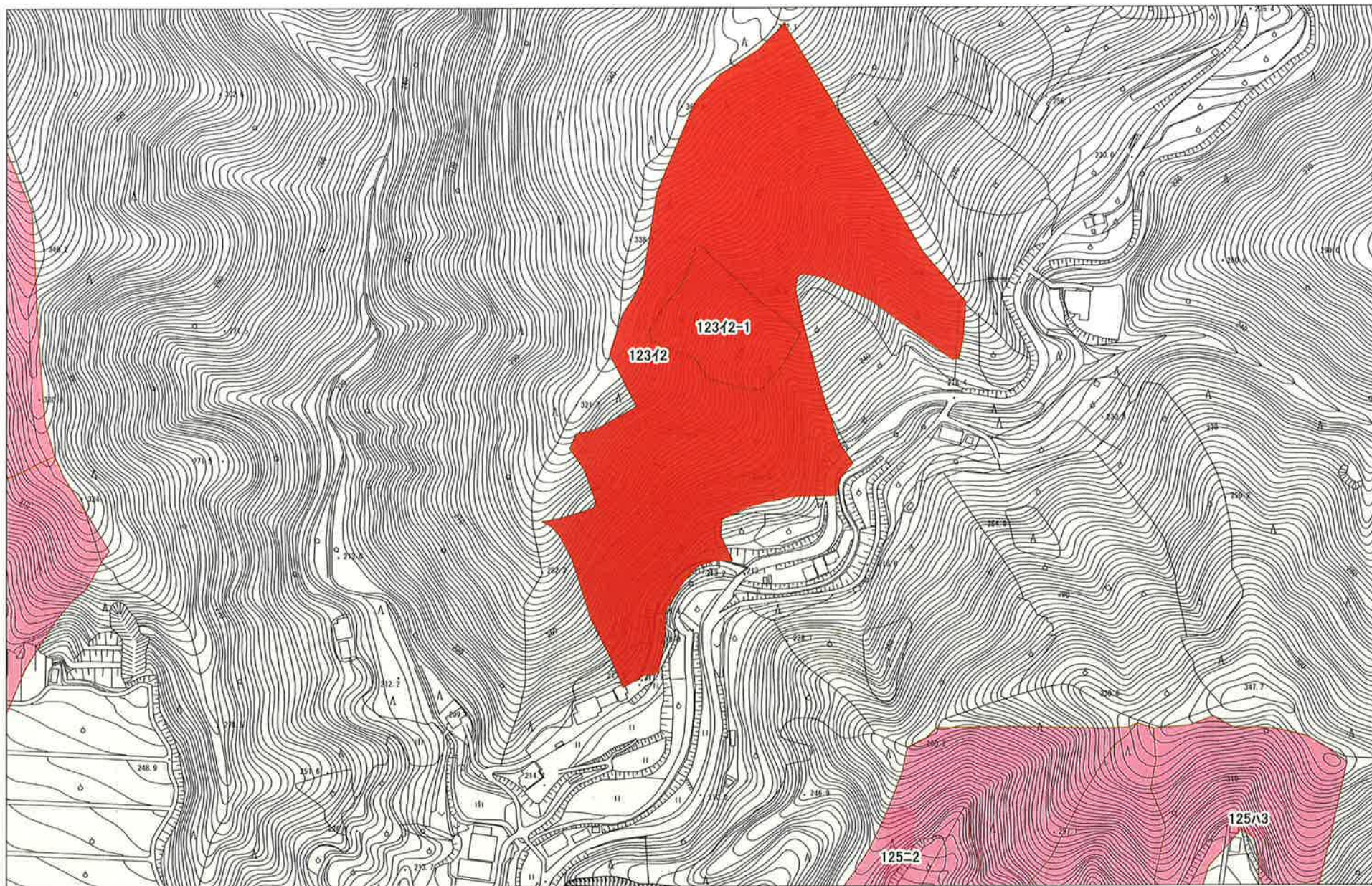














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)					(名称) みなべ町長 小谷芳正					(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742				
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	梶屋敷	4468-5	131	イ	1	0	山林	2.41	ヒノキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	40
2	清川	登尾	4467-4	131	イ	2	0	山林	1.40	ヒノキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	41
3	清川	下梶田	2886	135	イ	2	0	山林	0.25	スギ	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	42
4	清川	東谷	790	111	イ	2	0	山林	1.30	スギ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	159
5	清川	東谷	790	111	イ	2	0	山林	1.97	ヒノキ	48	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	160

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟

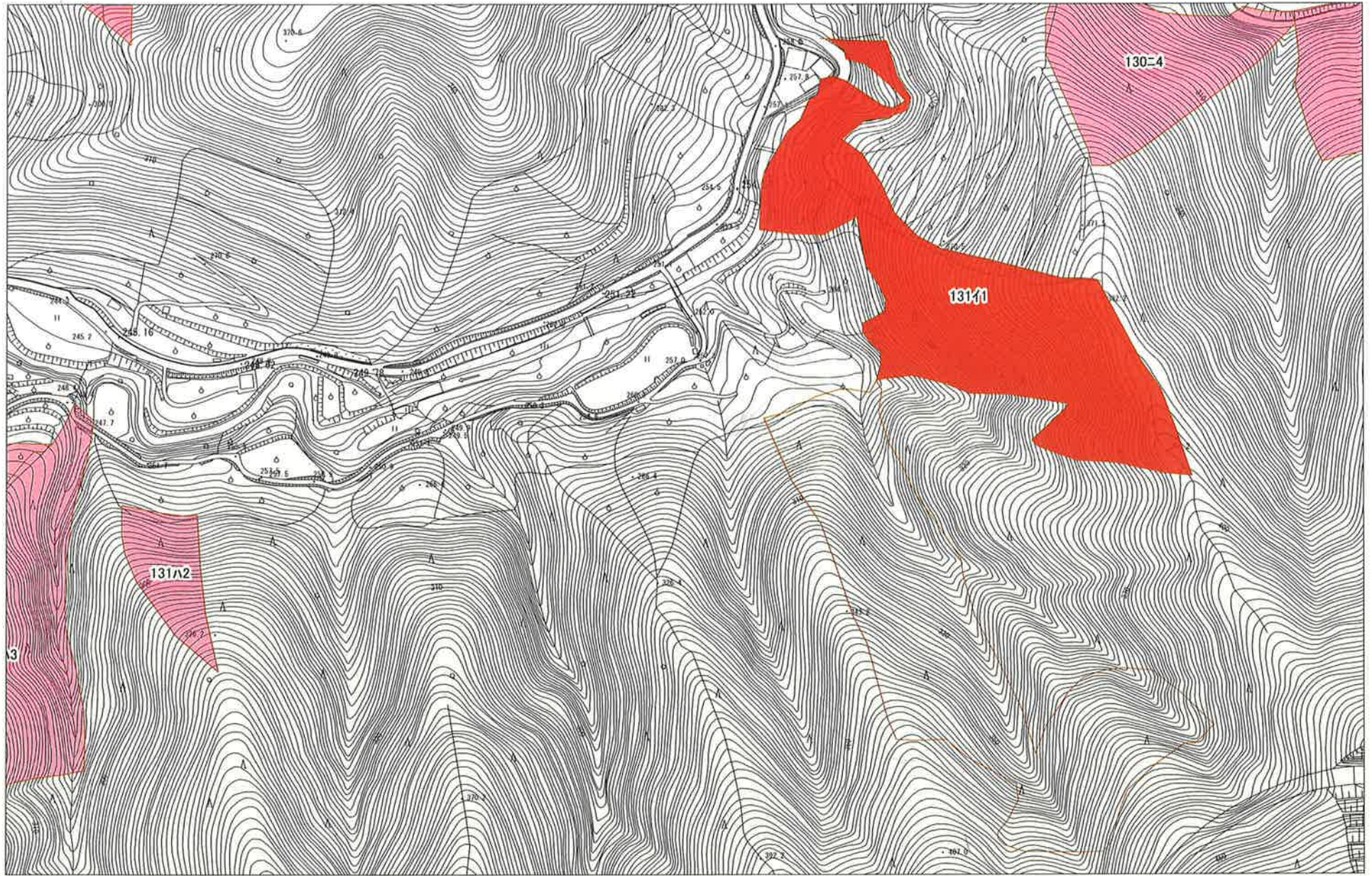
権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



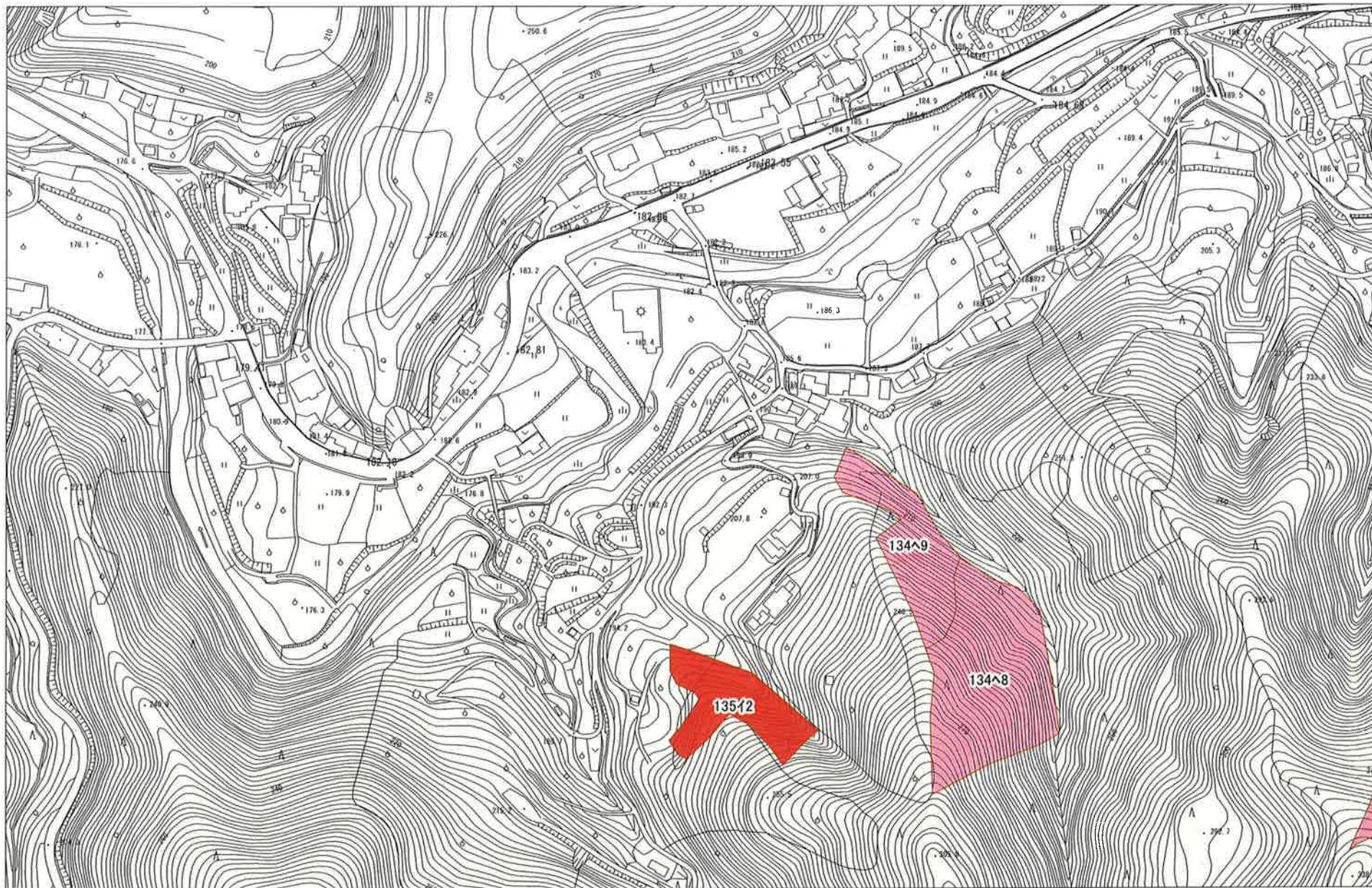
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	梶屋敷	4468-5	131	イ	1	0	
2	清川	登尾	4467-4	131	イ	2	0	
3	清川	下梶田	2886	135	イ	2	0	
4	清川	東谷	790	111	イ	2	0	
5	清川	東谷	790	111	イ	2	0	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								

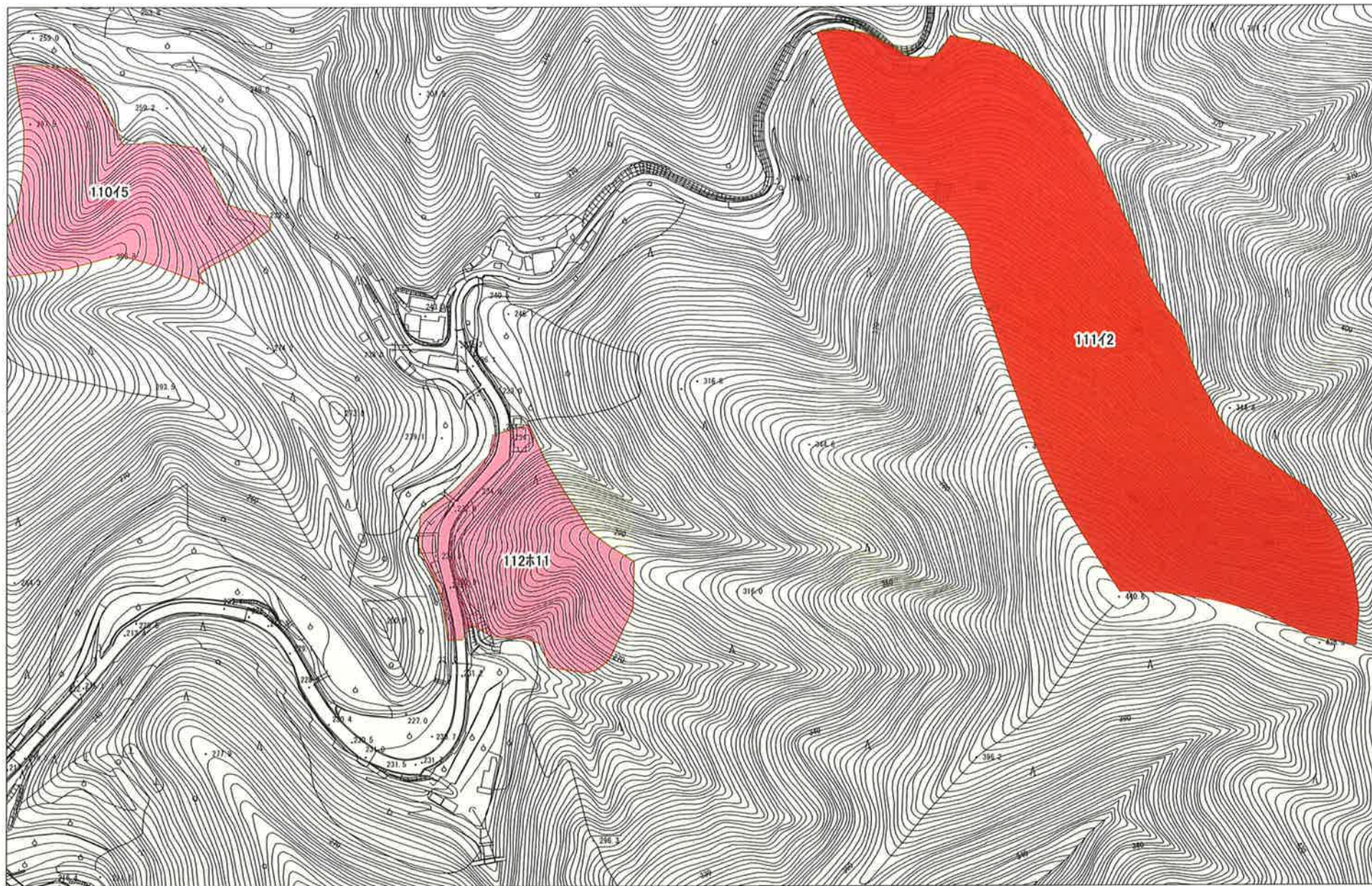














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)									(名称)		(所在地)			
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						経営管理 権の始期
1	清川	上阿津	3341-1	121	二	3	0	山林	0.15	ヒノキ	90	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	115
2	清川	四続谷	3974	123	ハ	6	1	山林	0.02	スキ	37	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	116
3	清川	四続谷	3974	123	ハ	6	1	山林	0.16	ヒノキ	37	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	117
4	清川	四続谷	3974	123	口	4	0	山林	0.60	ヒノキ	66	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	118
5	清川	桃ノ川	4021 4023	124	イ	5	0	山林	2.40	ヒノキ	46	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	119
6	清川	桃ノ川	4021 4023	124	イ	6	0	山林	1.12	ヒノキ	90	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	120



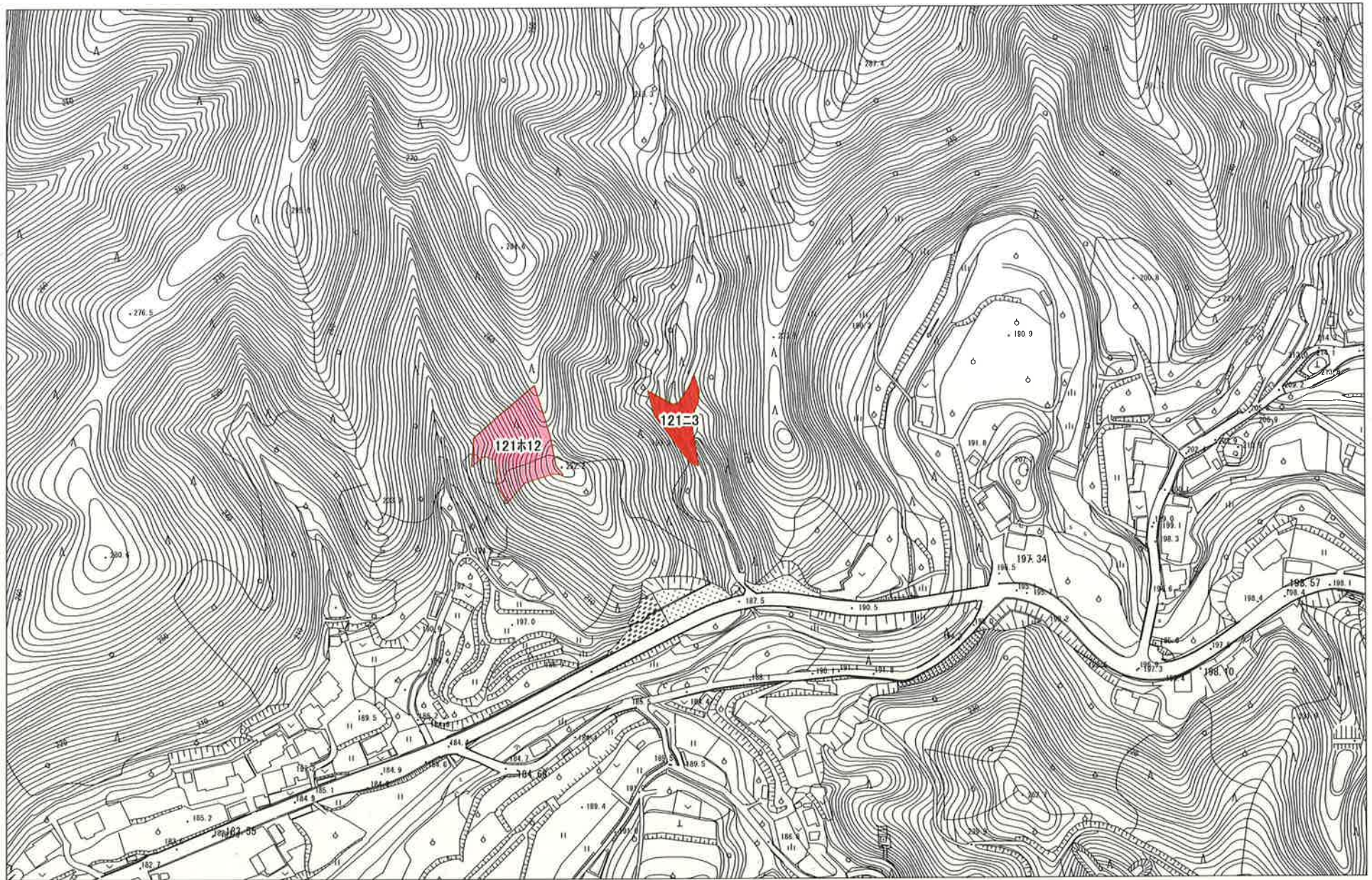




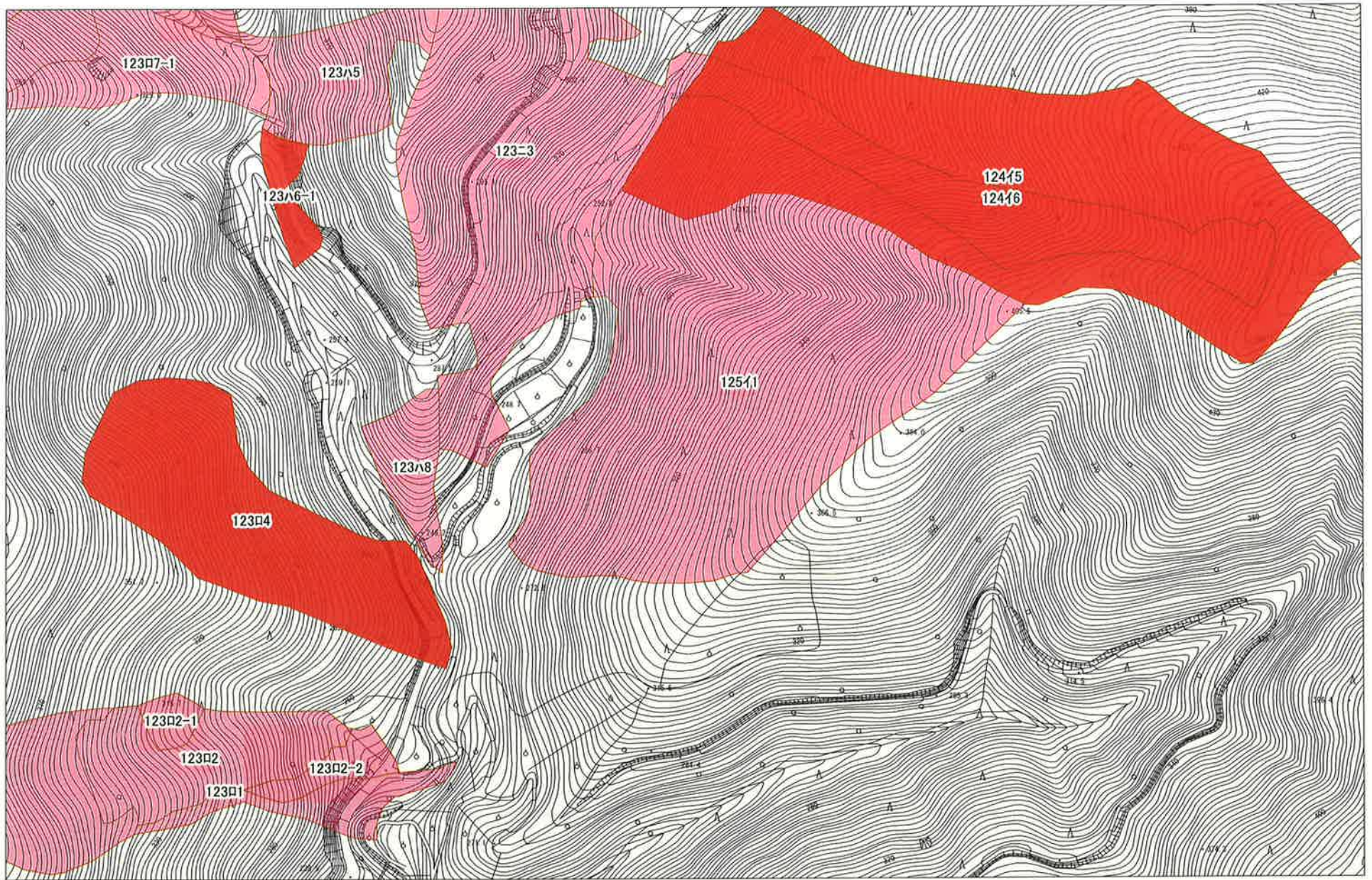
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	
	大字	小字	地番					
1	清川	上阿津	3341-1	121	二	3	0	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	清川	四続谷	3974	123	ハ	6	1	
3	清川	四続谷	3974	123	ハ	6	1	
4	清川	四続谷	3974	123	口	4	0	
5	清川	桃ノ川	4021 4023	124	イ	5	0	
6	清川	桃ノ川	4021 4023	124	イ	6	0	
7	清川	桃ノ川	4000	124	へ	4	0	
8	清川	桃ノ川	4000	124	ホ	3	0	
9	清川	桃ノ川	4000	124	ホ	3	0	
10	清川	平	3017	134	へ	8	0	
11	清川	平	3017	134	へ	9	0	
12	清川	丈ノ谷	3392ウチ1	134	口	5	0	
13	清川	丈ノ谷	3392ウチ1	134	口	5	0	
14								
15								
19								
20								





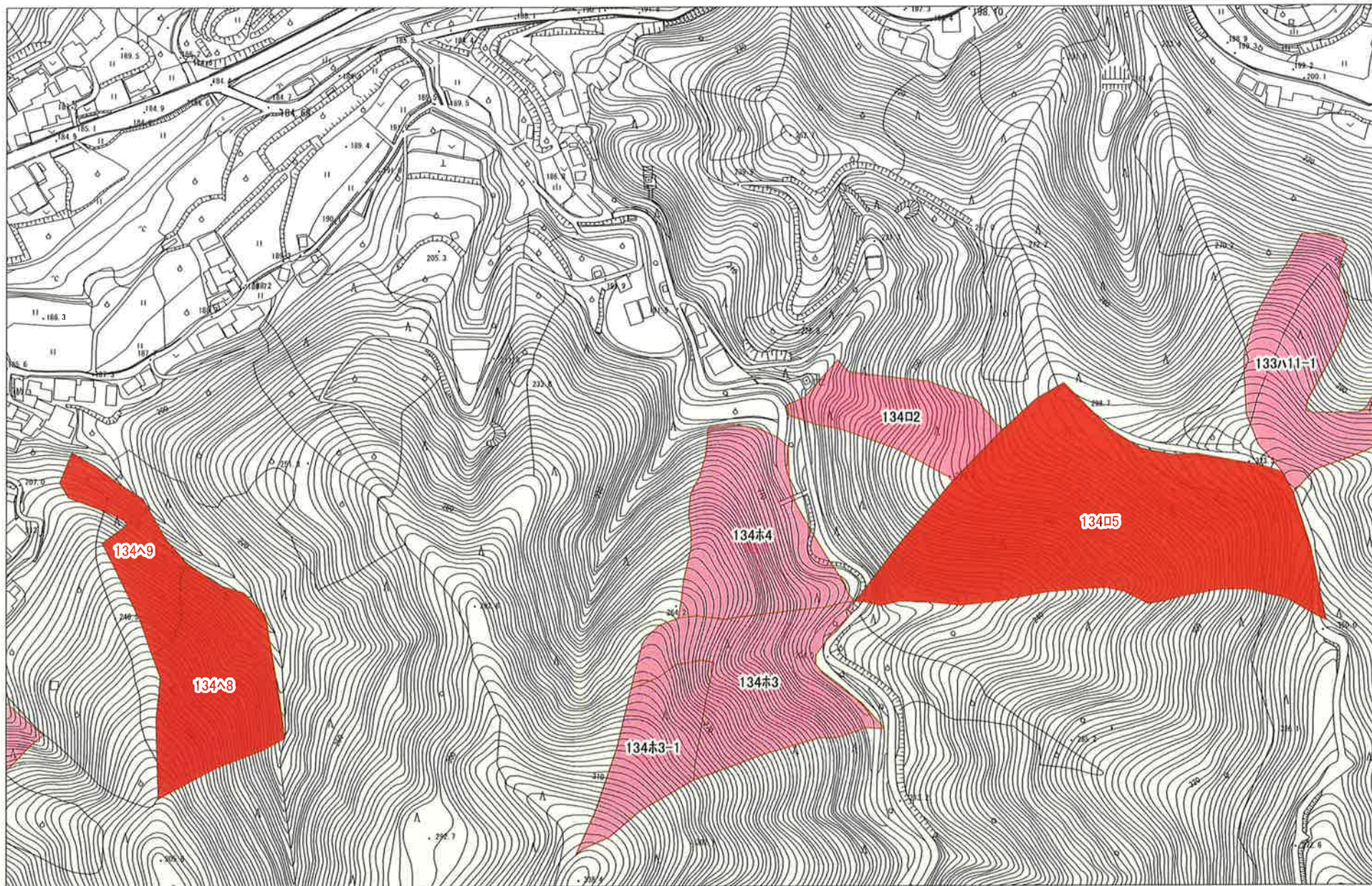














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)							
1	清川	新家	2084-4 2065-1	120	へ	16	0	山林	0.21	スギ*	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	45	
2	清川	新家	2084-4 2065-1	120	へ	16	0	山林	1.95	ヒノキ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	46	
3	清川	新家	2084-1 2084-2	120	へ	17	0	山林	0.04	スギ*	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	47	
4	清川	新家	2084-1 2084-2	120	へ	17	0	山林	0.30	ヒノキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	48	
5	清川	大井	2025-1 2026	120	へ	19	0	山林	0.46	スギ*	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	49	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

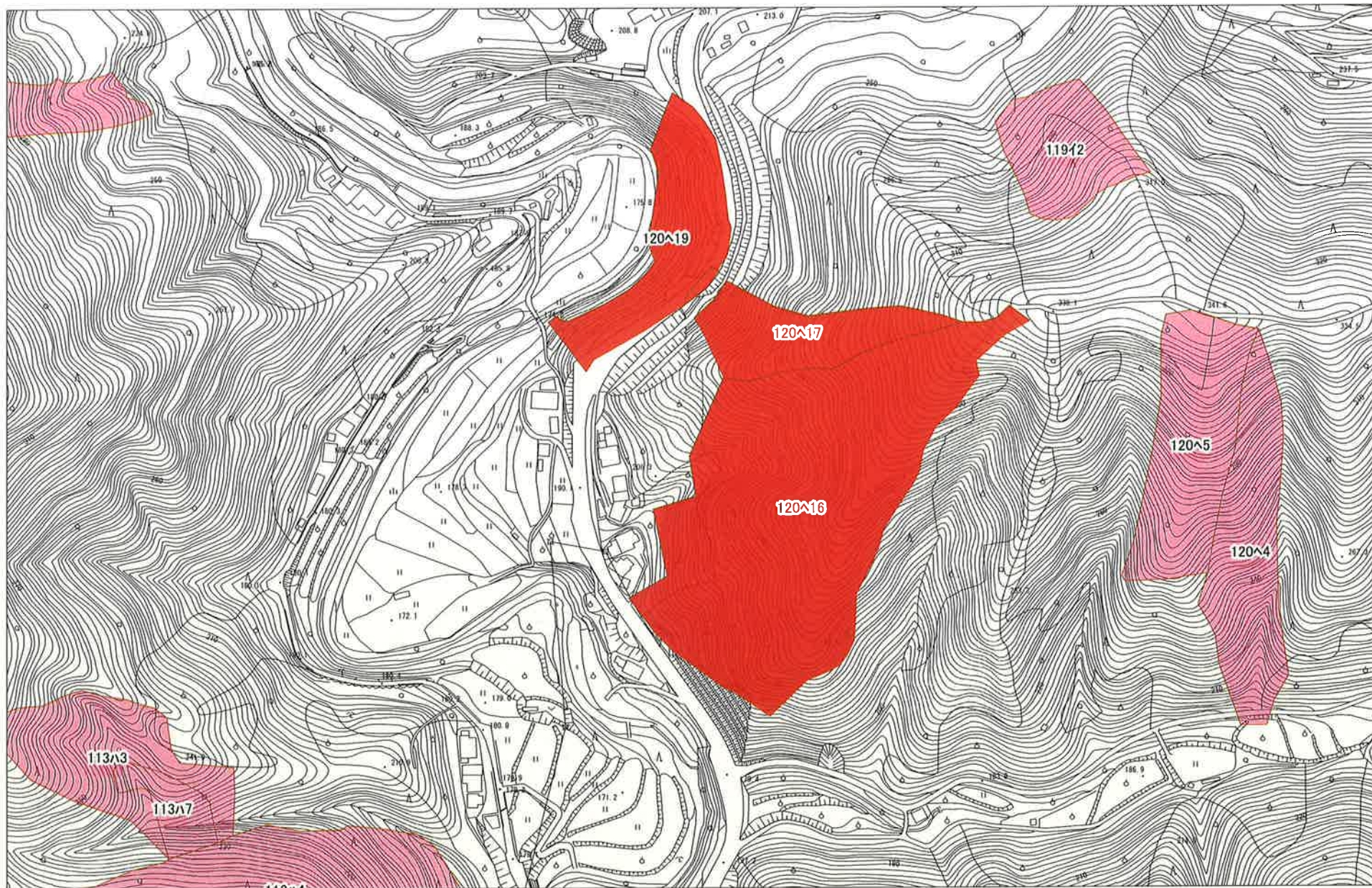
権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	新家	2084-4 2065-1	120	へ	16	0	
2	清川	新家	2084-4 2065-1	120	へ	16	0	
3	清川	新家	2084-1 2084-2	120	へ	17	0	
4	清川	新家	2084-1 2084-2	120	へ	17	0	
5	清川	大井	2025-1 2026	120	へ	19	0	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	松平	3589	133	ハ	8	0	山林	0.20	ヒノキ	43	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	50	
2	清川	松平	3589	133	ハ	9	0	山林	0.25	ヒノキ	48	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	51	
3																		
4																		

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ⑩

権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX



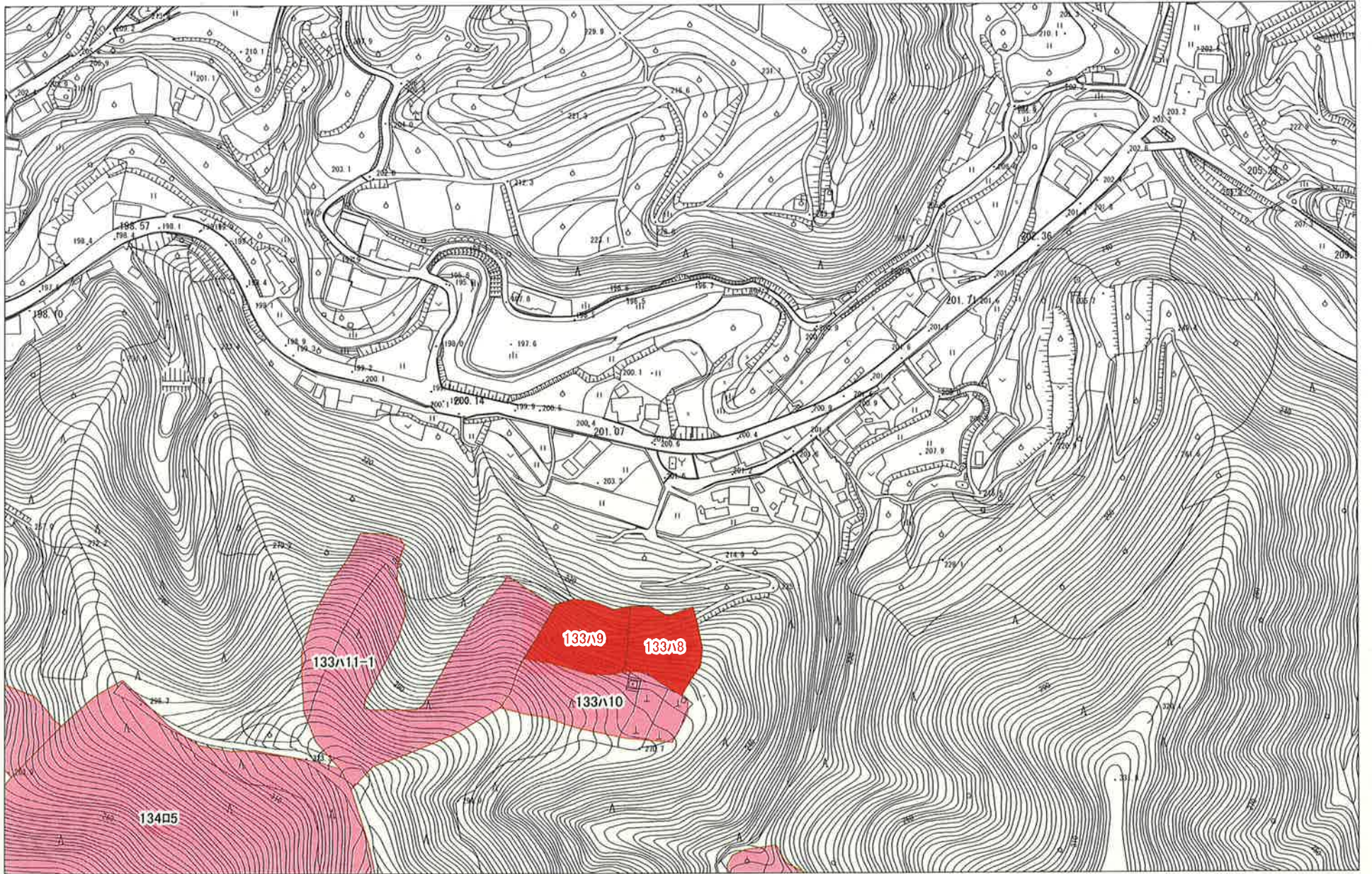
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林				経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容			
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番
	大字	小字	地番				
1	清川	松平	3589	133	ハ	8	0
2	清川	松平	3589	133	ハ	9	0
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
19							
20							

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷 芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	桃ノ川	3998	124	へ	2	0	山林	2.00	ヒノキ	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	67	
2	清川	谷口	3666	133	イ	5	1	山林	0.25	スギ*	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	68	
3	清川	谷口	3666	133	イ	5	1	山林	0.25	ヒノキ	65	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	69	
4																		

この計画に同意する

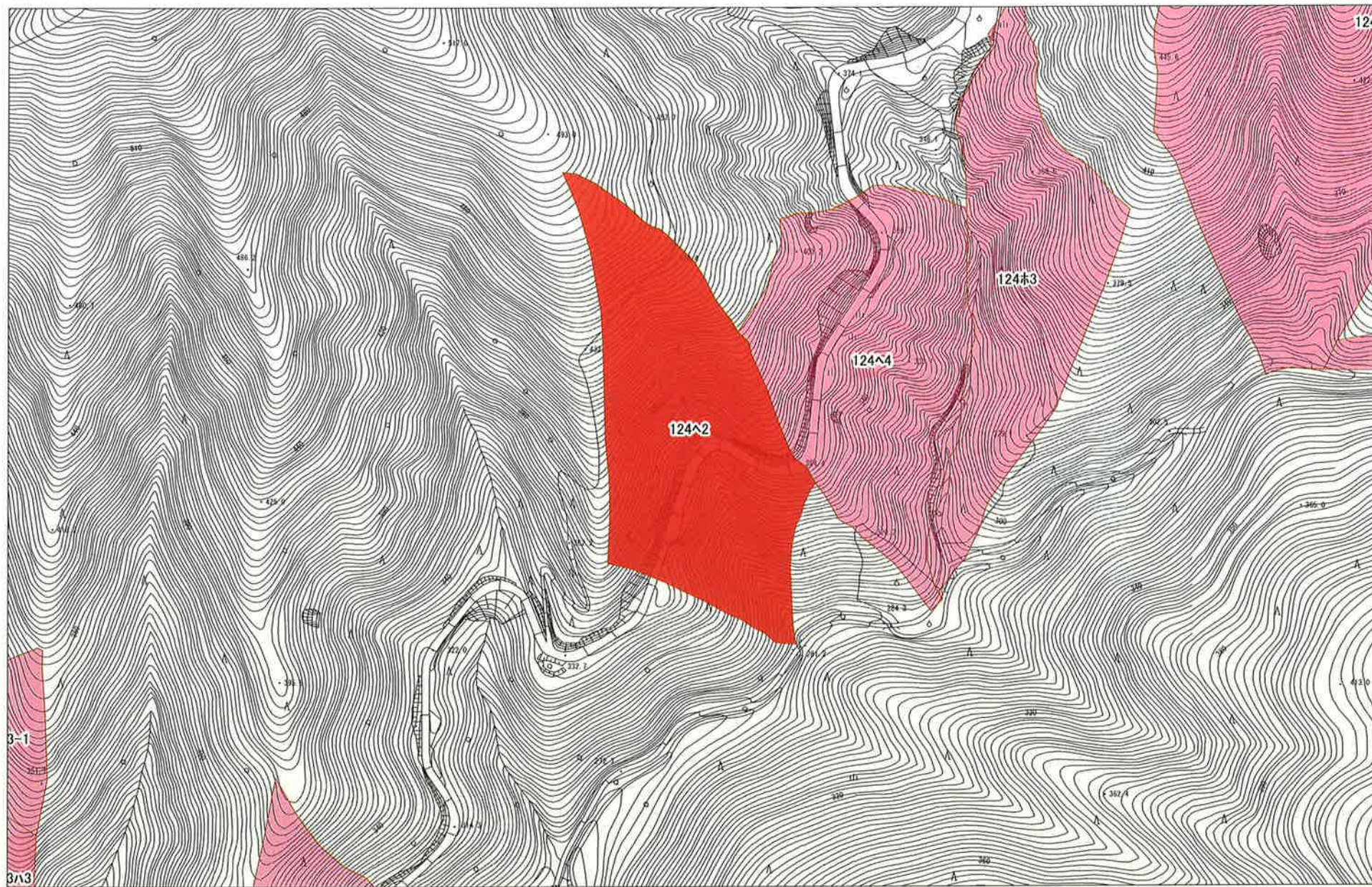
権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX

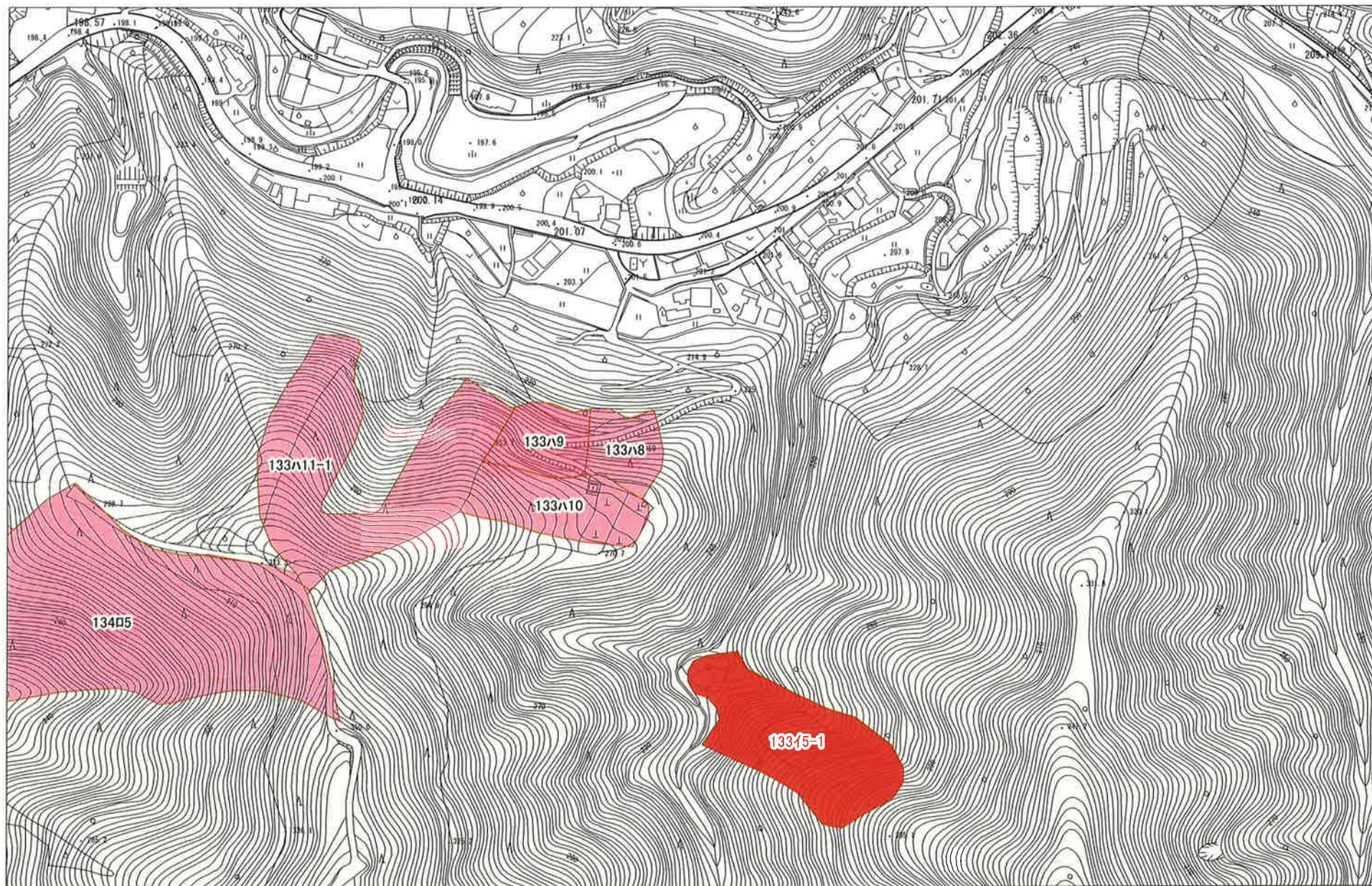














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
1	清川	上ボク	605-1 605-4 605-7	109	口	9	0	山林	1.40	ヒノキ	46	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	70
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

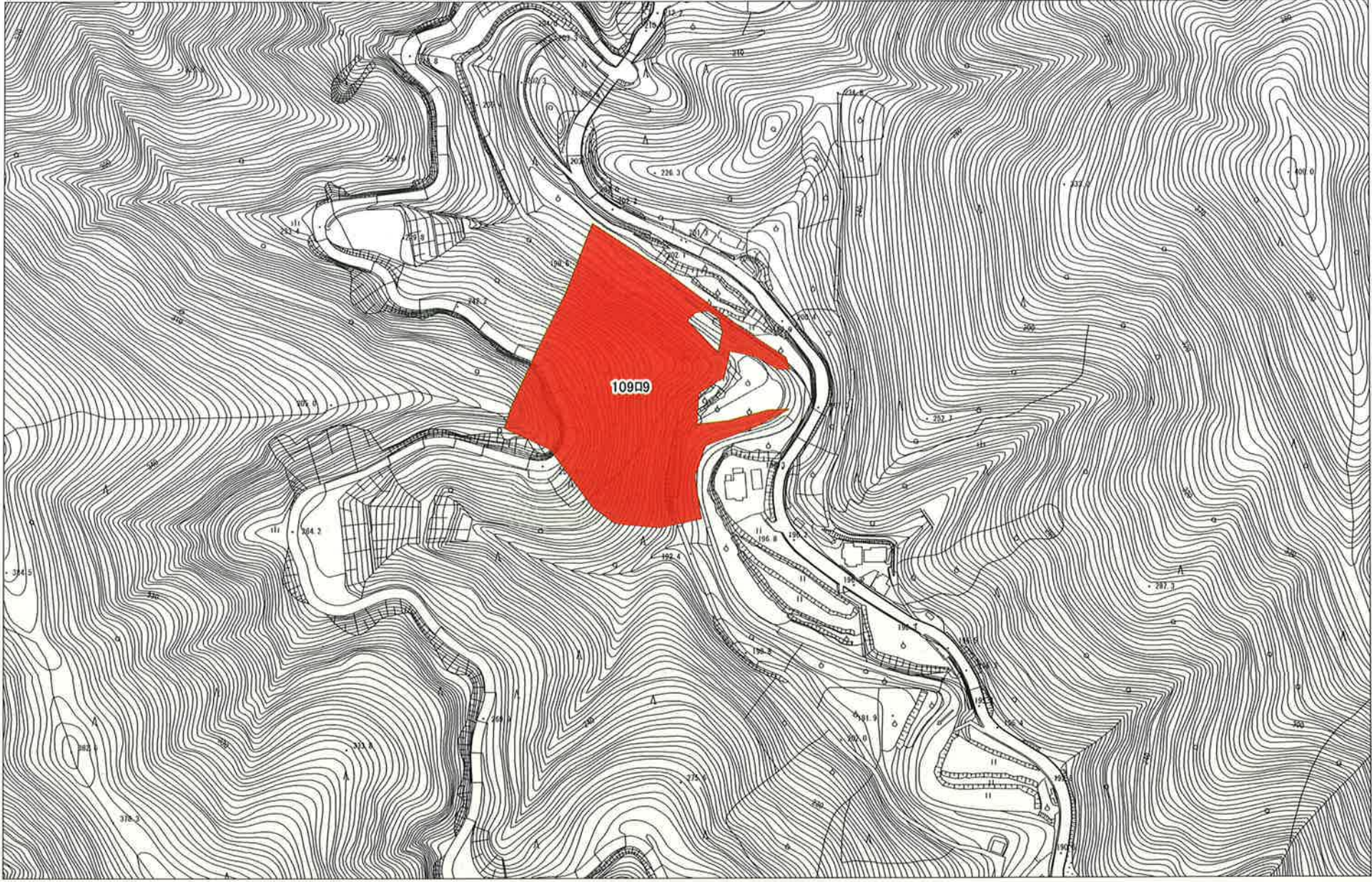
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	小橋 谷	2417	136	木	5	0	山林	1.49	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	73	
2	清川	小橋 谷	2417	136	木	5	0	山林	0.20	スギ*	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	74	
3	清川	小橋 谷	2411 2412-1	136	口	13	0	山林	0.12	スギ*	69	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	75	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

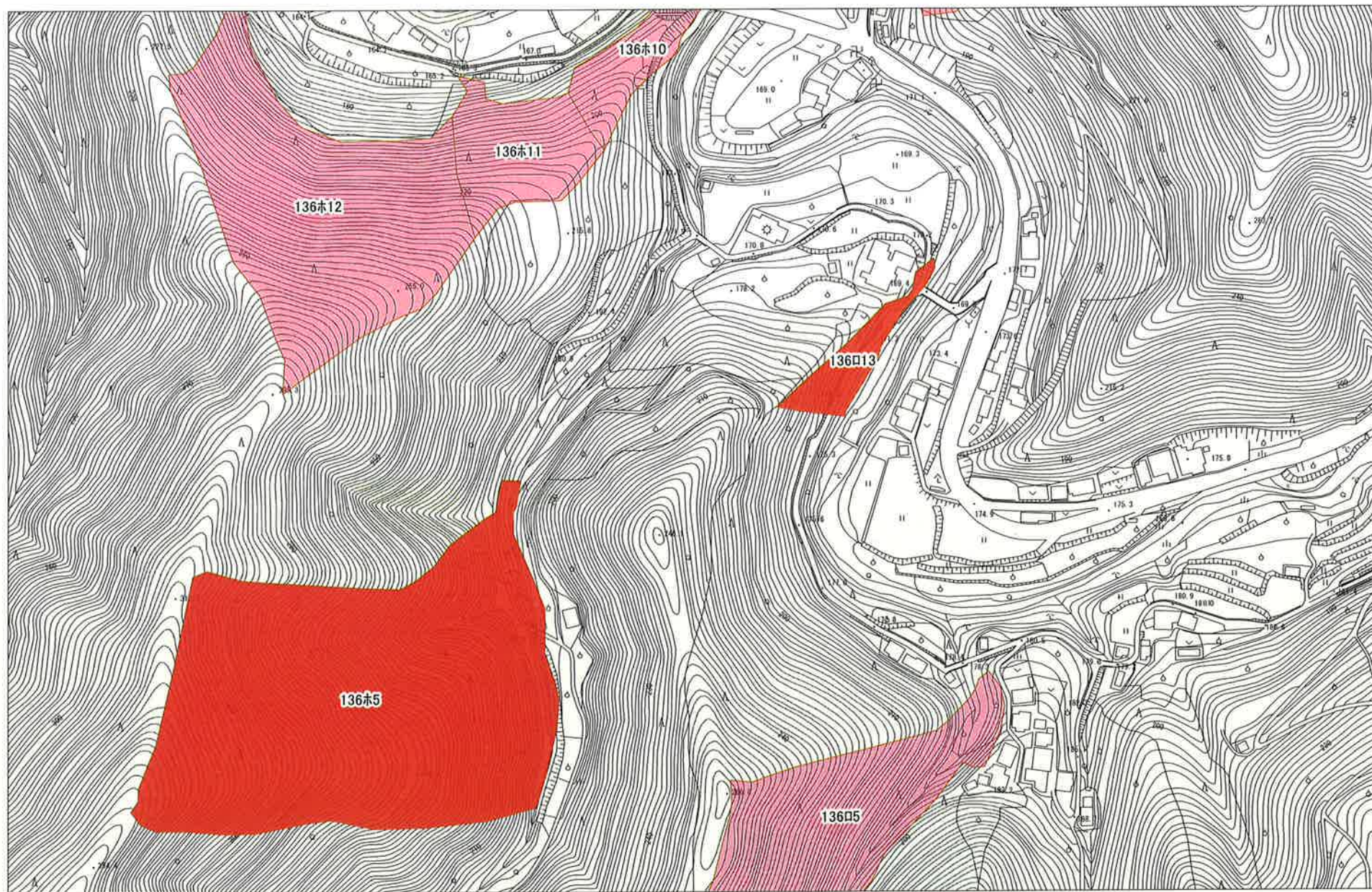
権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX      ㊞



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	小橋谷	2417	136	ホ	5	0	
2	清川	小橋谷	2417	136	ホ	5	0	
3	清川	小橋谷	2411 2412-1	136	口	13	0	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	中波 瀬	2574-2	136	イ	3	0	山林	0.14	ヒノキ	49	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	90
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

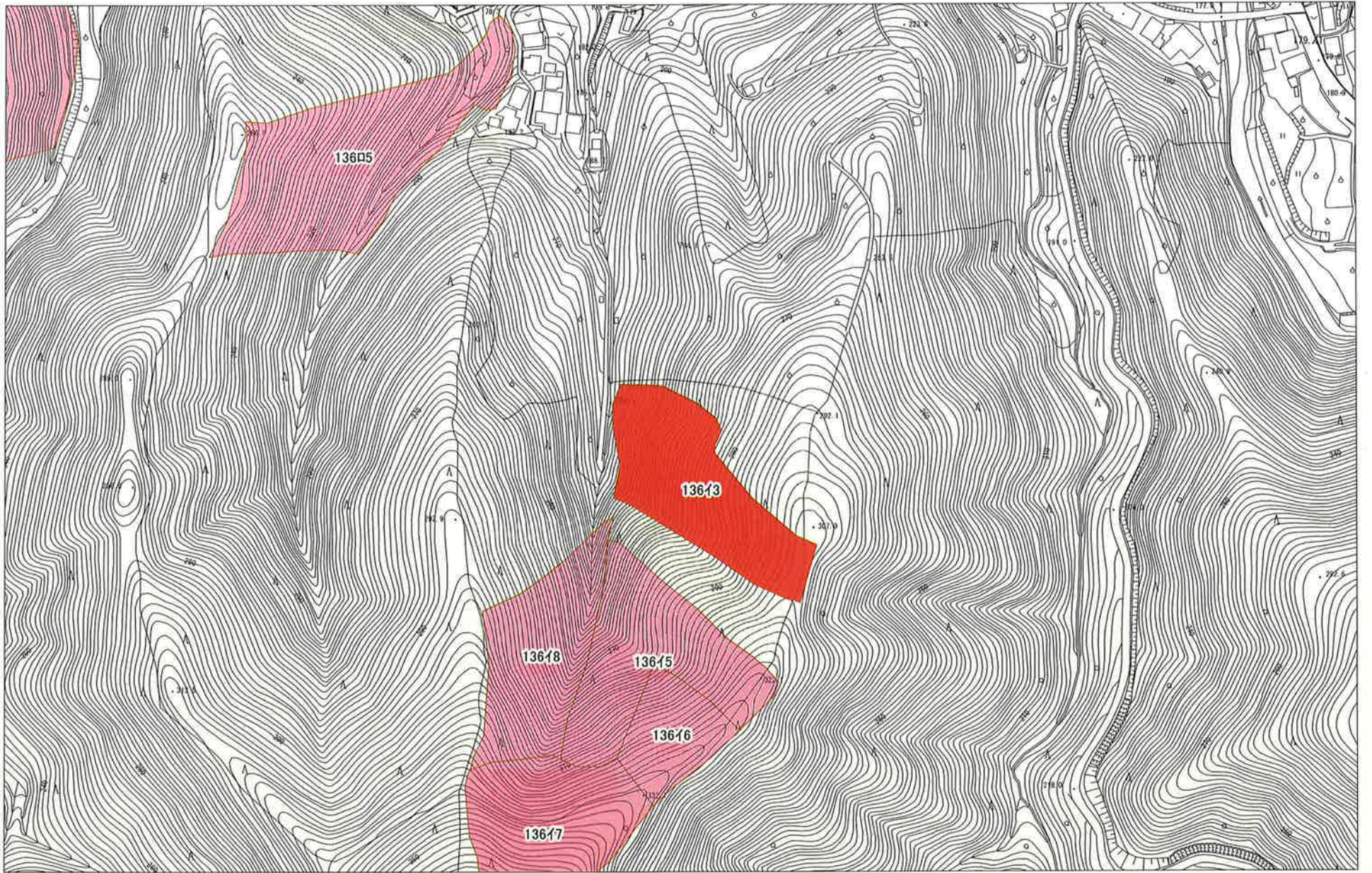
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間・ (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	串崎	2403-1	136	ホ	10	0	山林	0.06	スギ*	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	91
2	清川	串崎	2403-1	136	ホ	10	0	山林	0.10	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	92
3	清川	串崎	2403-1	136	ホ	11	0	山林	0.61	スギ*	49	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	93
4	清川	際目	2256-1	136	口	5	0	山林	1.72	ヒノキ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	94

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟

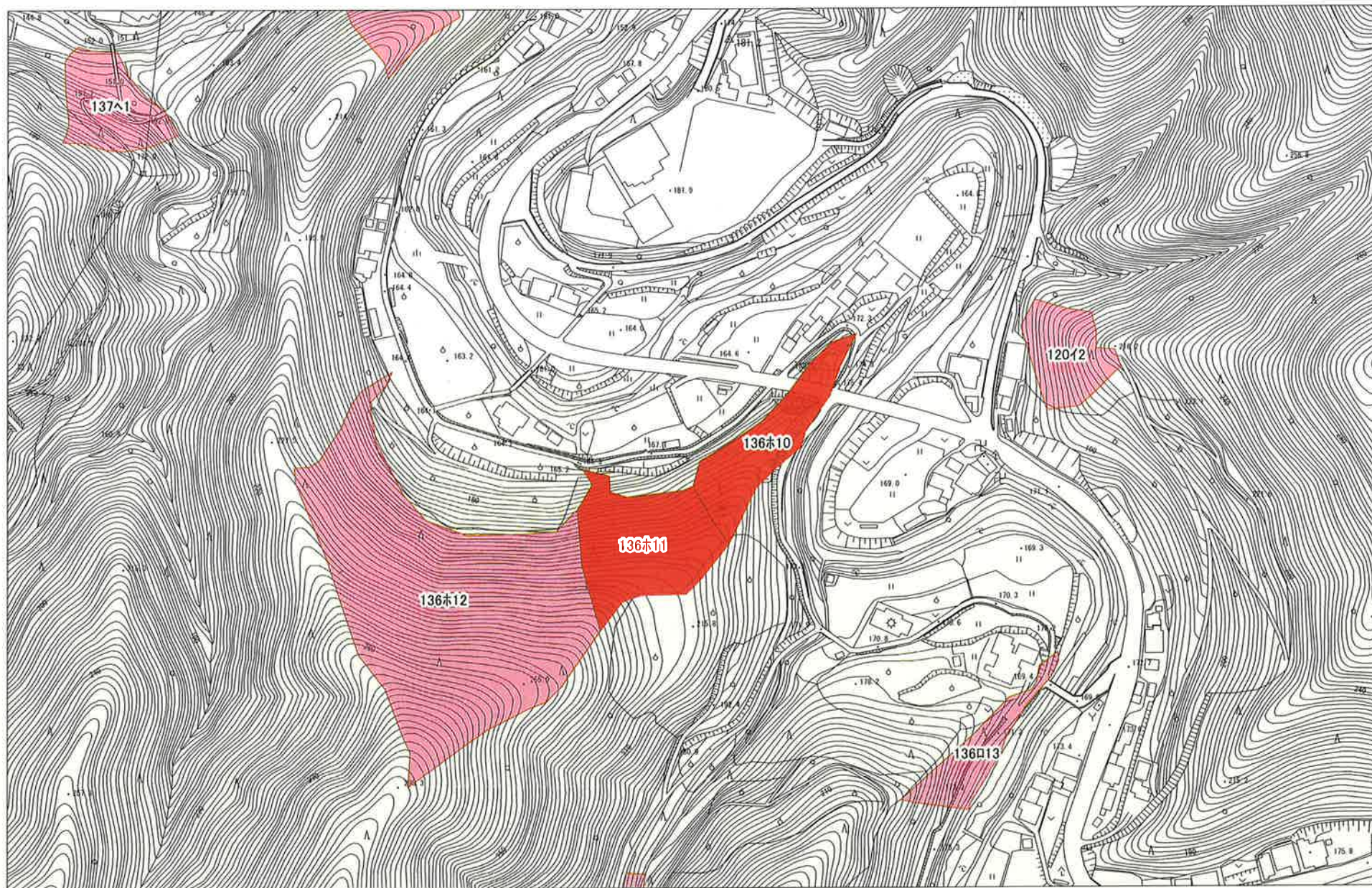
権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	串崎	2403-1	136	木	10	0	
2	清川	串崎	2403-1	136	木	10	0	
3	清川	串崎	2403-1	136	木	11	0	
4	清川	際目	2256-1	136	口	5	0	
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	宇路 住谷	137-1	107	口	6	0	山林	2.60	ヒノキ	86	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	95	
2	清川	宇路 住谷	137-1	107	口	7	0	山林	0.10	スギ	86	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	96	
3																		
4																		

この計画に同意する

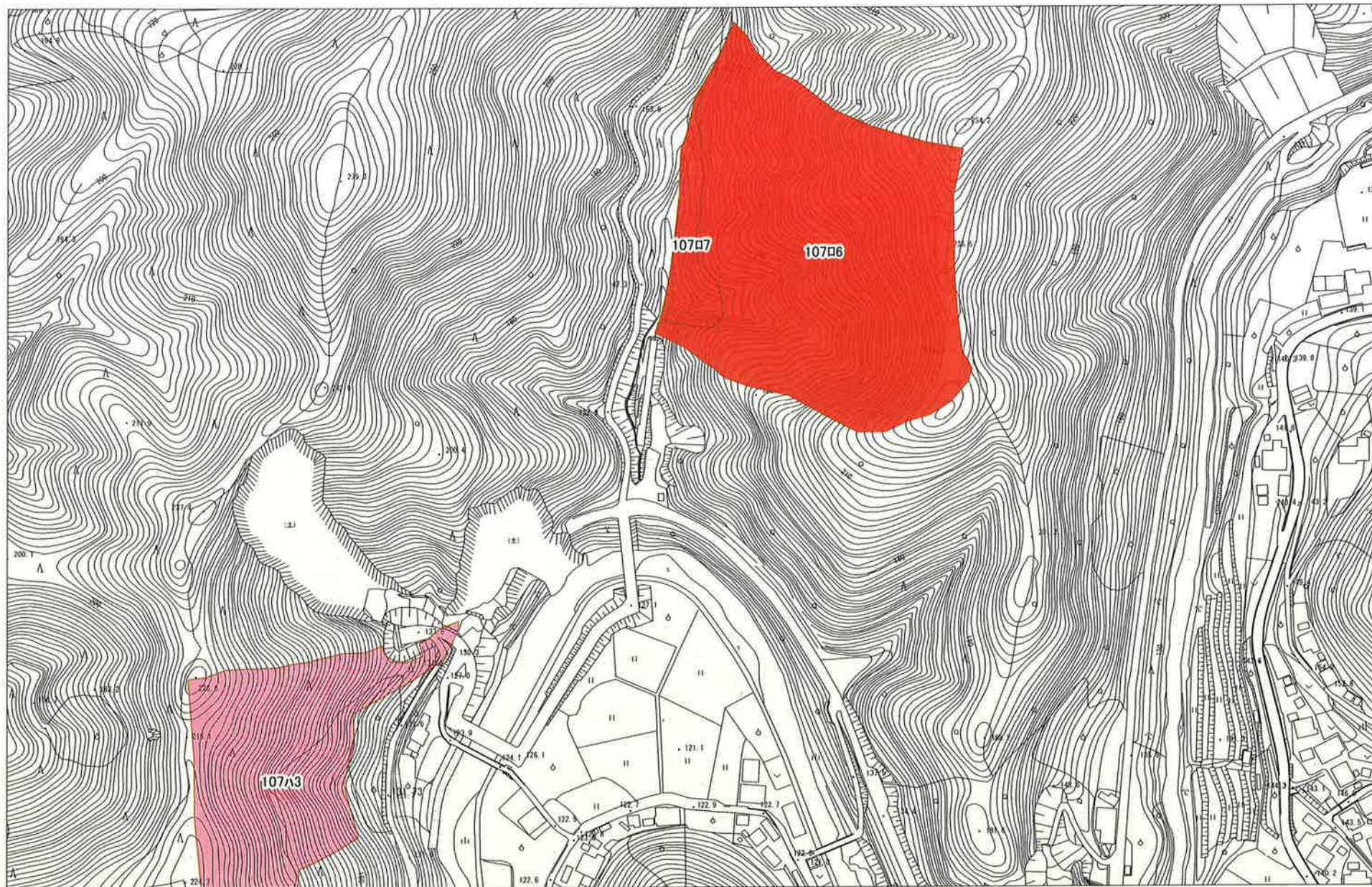
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

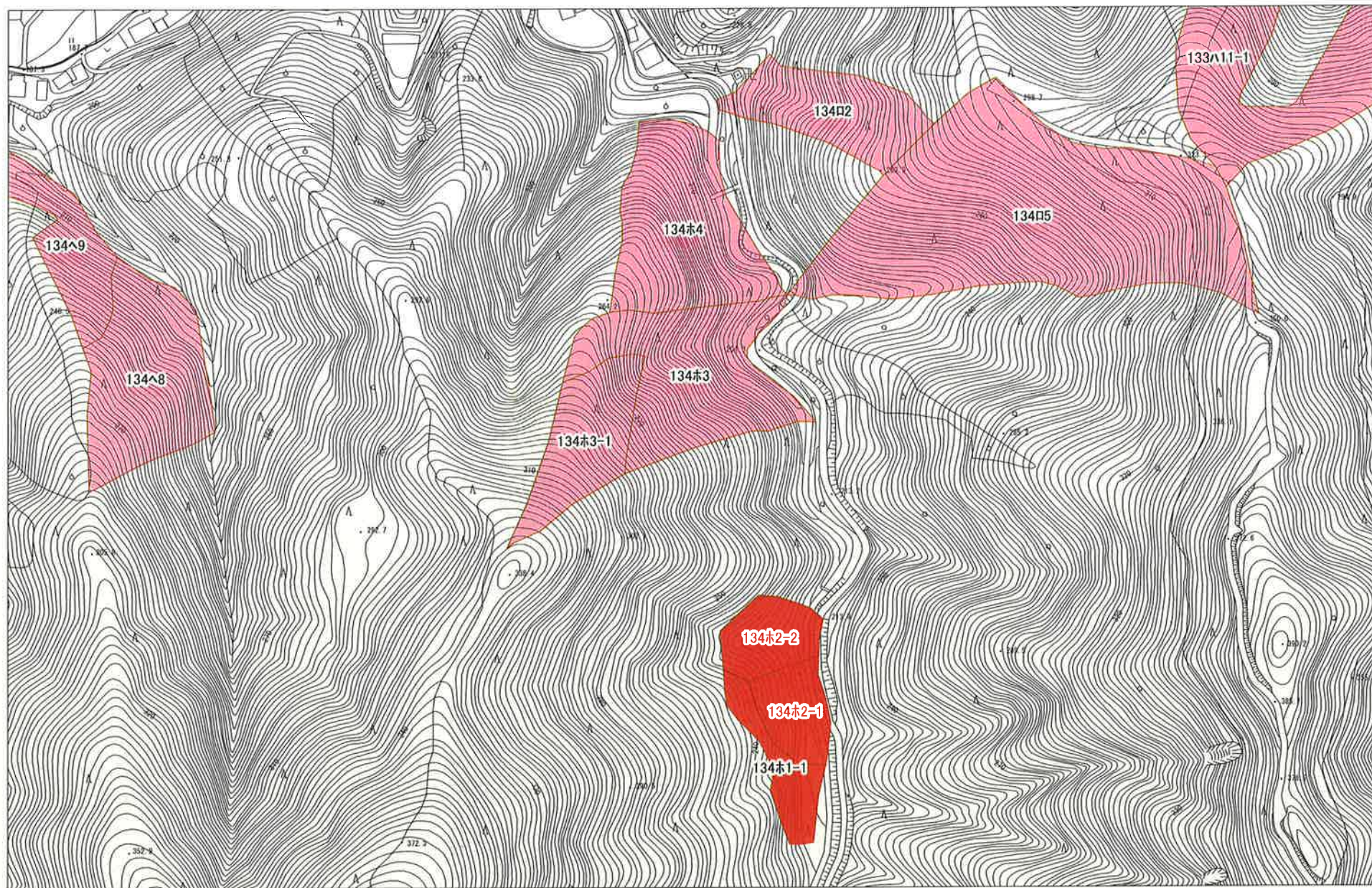
整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)									(名称) みなべ町長 小谷芳正		(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742				
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)	経営管理 権の始期						
1	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	1	1	山林	0.11	スギ*	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	112	
2	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	2	1	山林	0.12	スギ*	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	113	
3	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	2	2	山林	0.11	スギ*	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	114	
4																		
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>																		



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	1	1	
2	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	2	1	
3	清川	丈ノ谷	3253	134	ホ	2	2	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)									(名称)		(所在地)			
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)									みなべ町長 小谷芳正		和歌山県日高郡みなべ町芝742			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	猪ノ谷	3459-1	122	イ	3	0	山林	1.35	スギ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	126
2	清川	猪ノ谷	3459-1	122	イ	3	0	山林	3.42	ヒノキ	54	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	127
3	清川	猪ノ谷	3459-1	122	イ	3	1	山林	2.62	ヒノキ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	128
4	清川	四続谷	3980-1	123	ハ	3	0	山林	0.13	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	129
5	清川	四続谷	3980-1	123	ハ	3	1	山林	0.33	ヒノキ	49	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	130
6	清川	四続谷	3980-1	123	ハ	5	0	山林	0.43	ヒノキ	41	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	131







この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 (同上)

氏名

みなべ町長 小谷 芳正

印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 (同上)

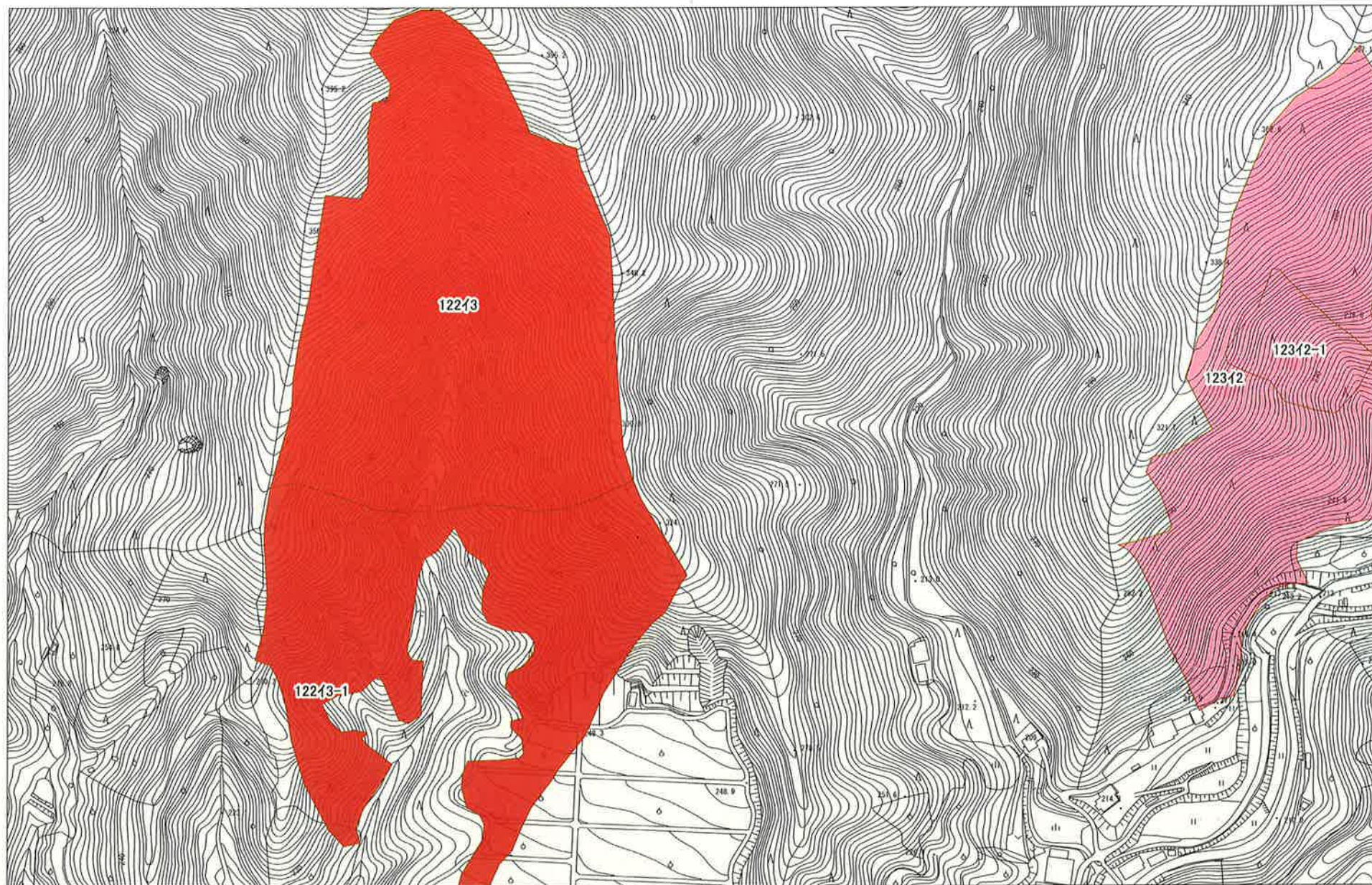
氏名

[Redacted]

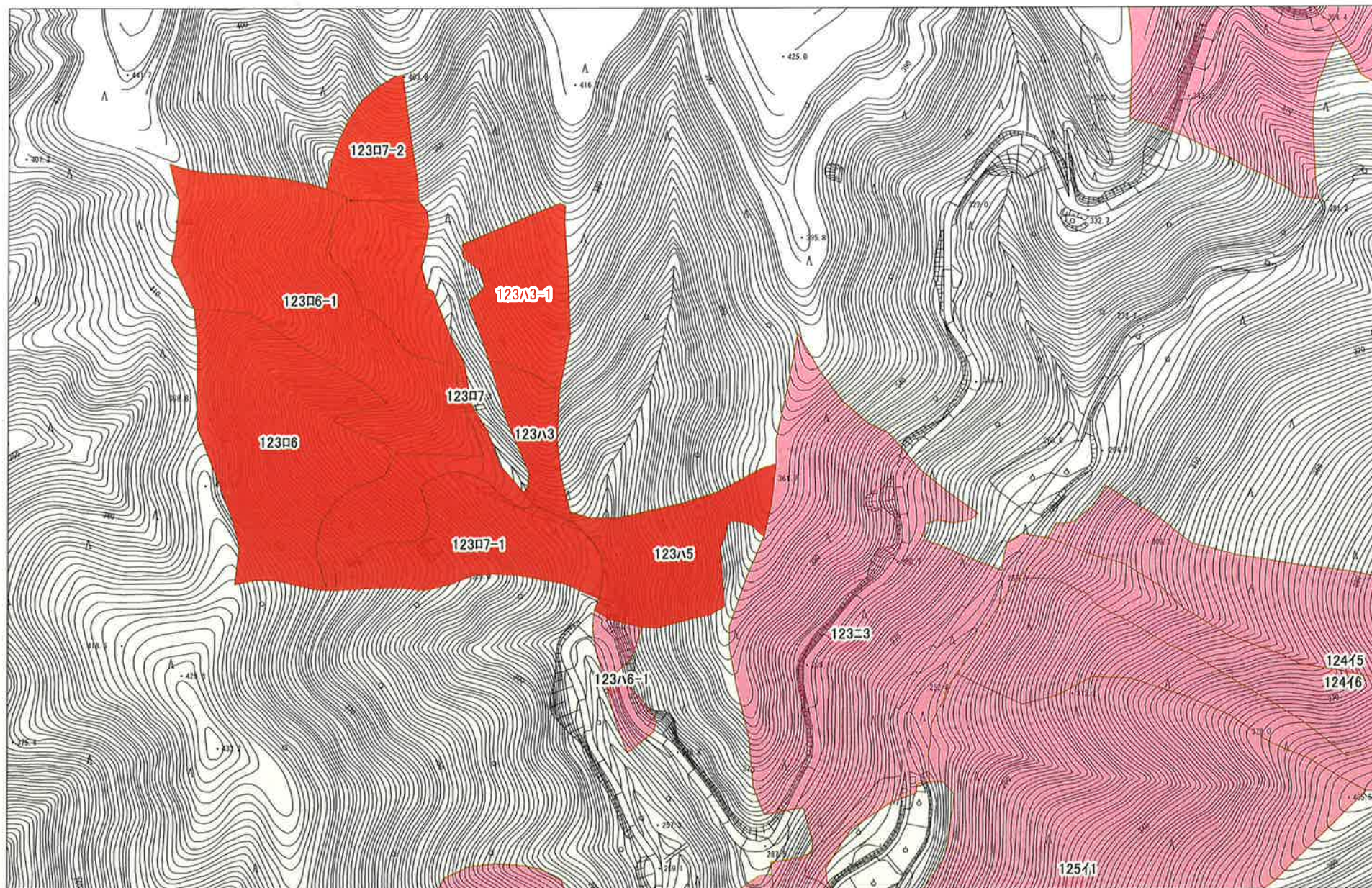




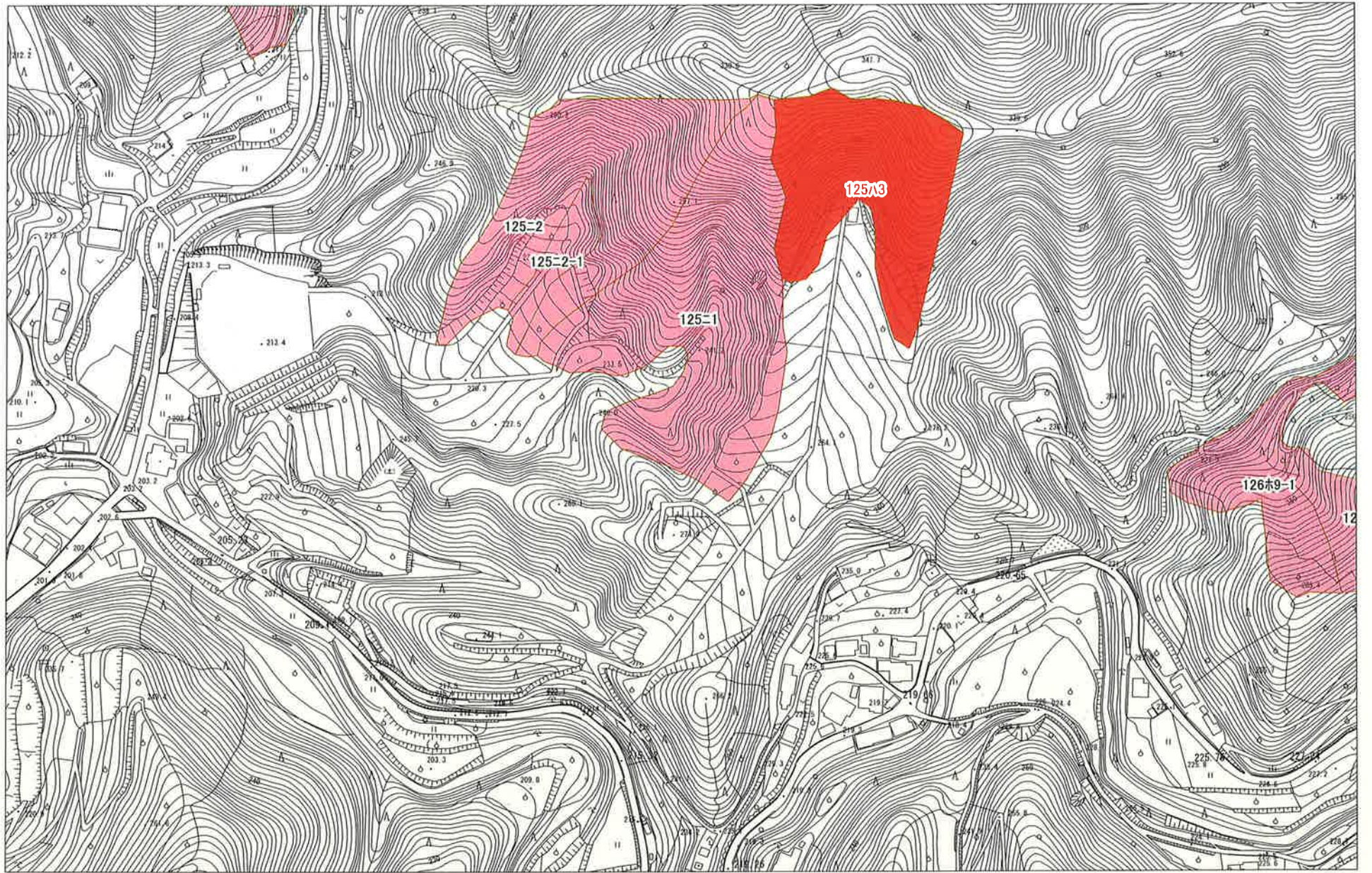




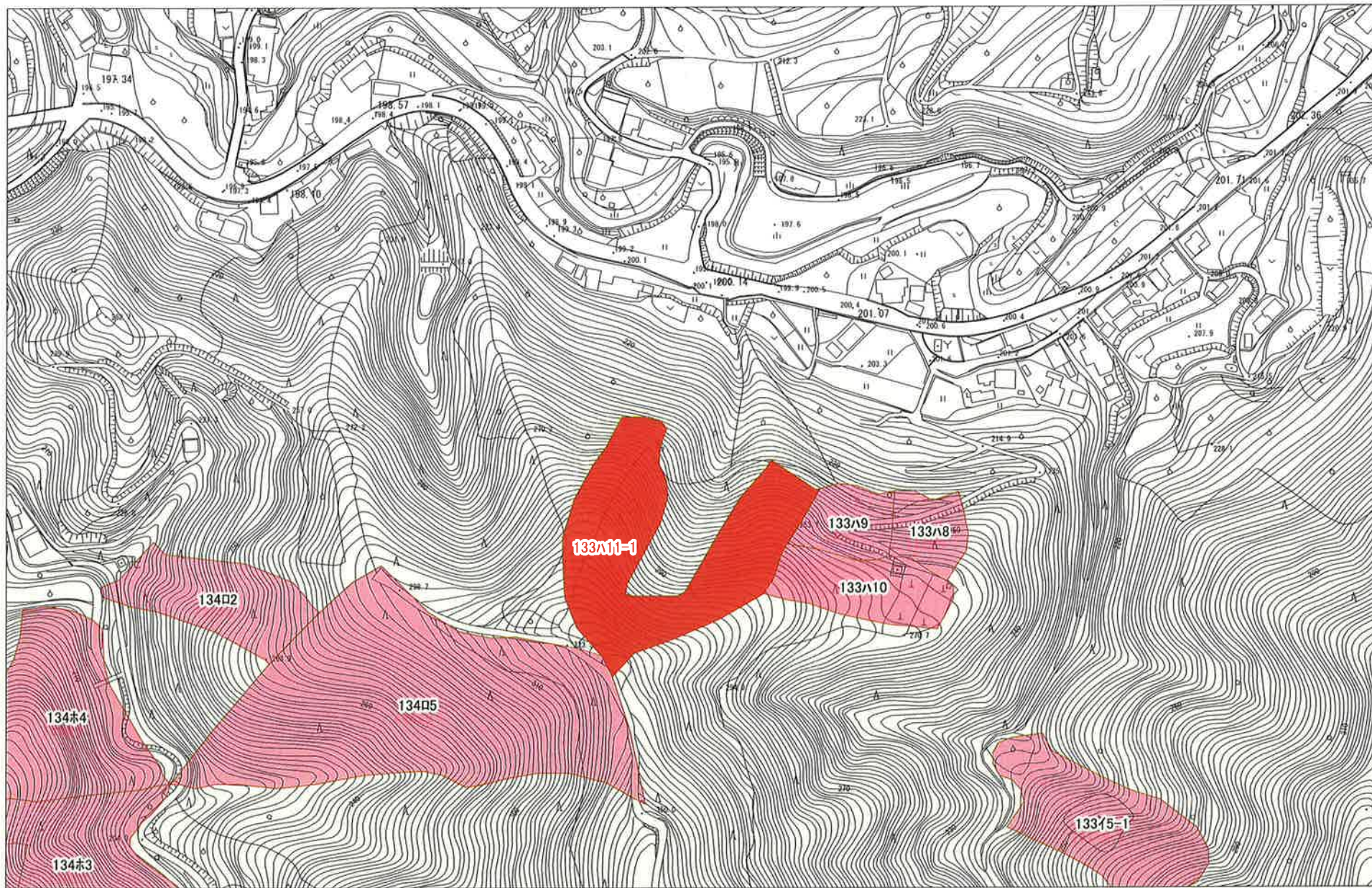




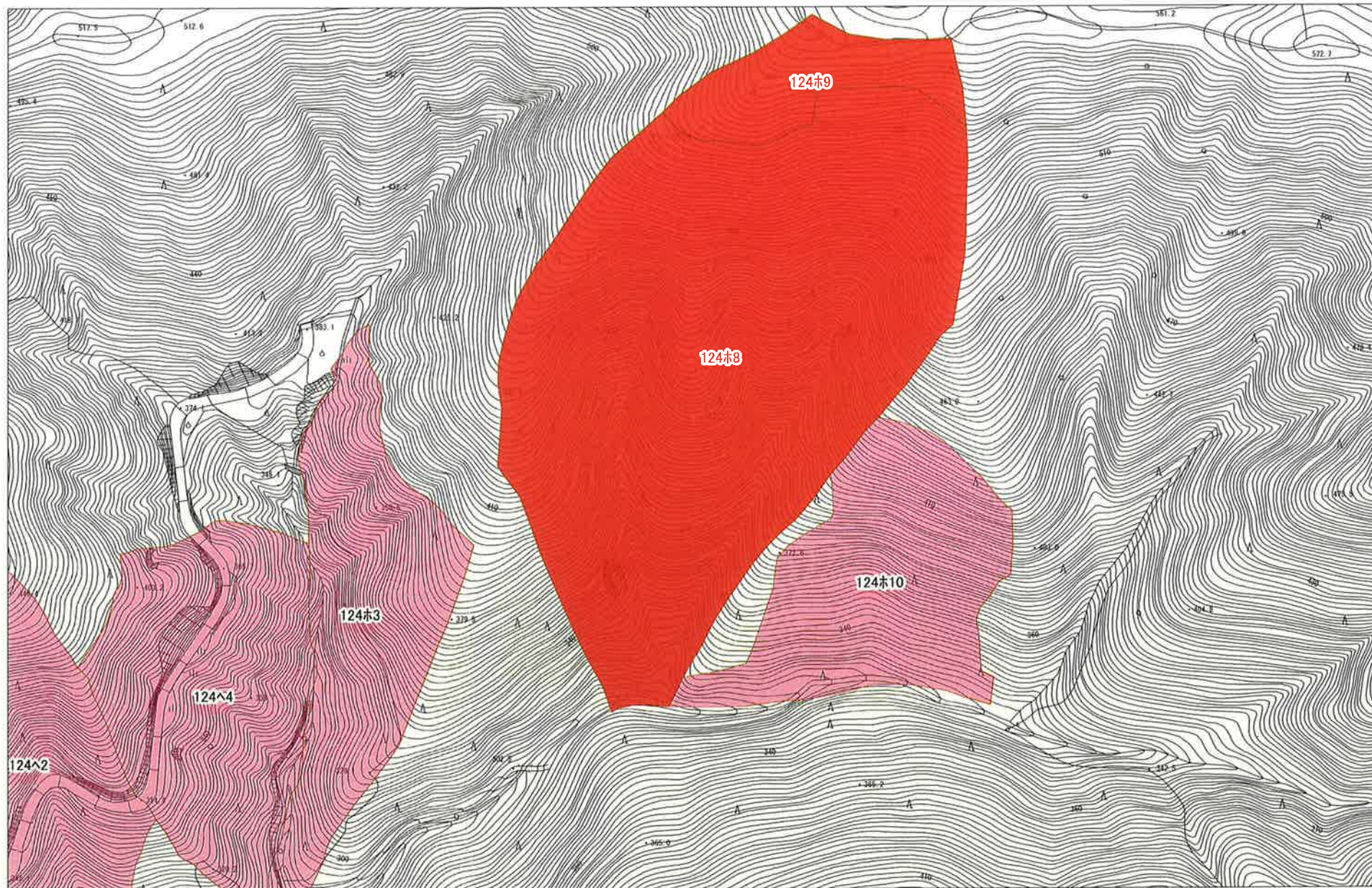














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	南岩 田	686	110	イ	5	0	山林	0.93	ヒノキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	142	
2	清川	大垣 内	1478-1	113	口	6	0	山林	0.14	ヒノキ	46	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	146	
3																		
4																		

この計画に同意する

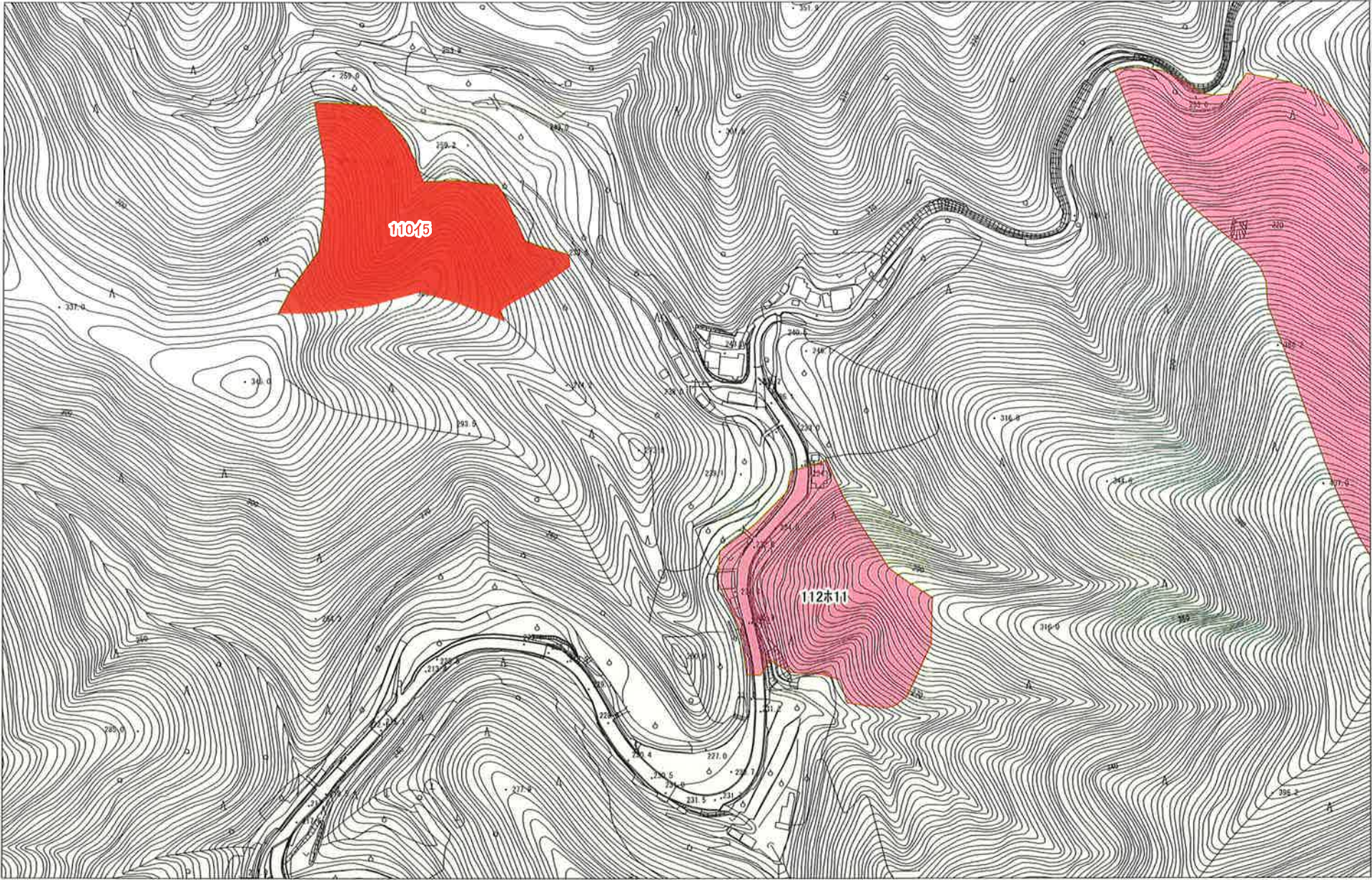
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX

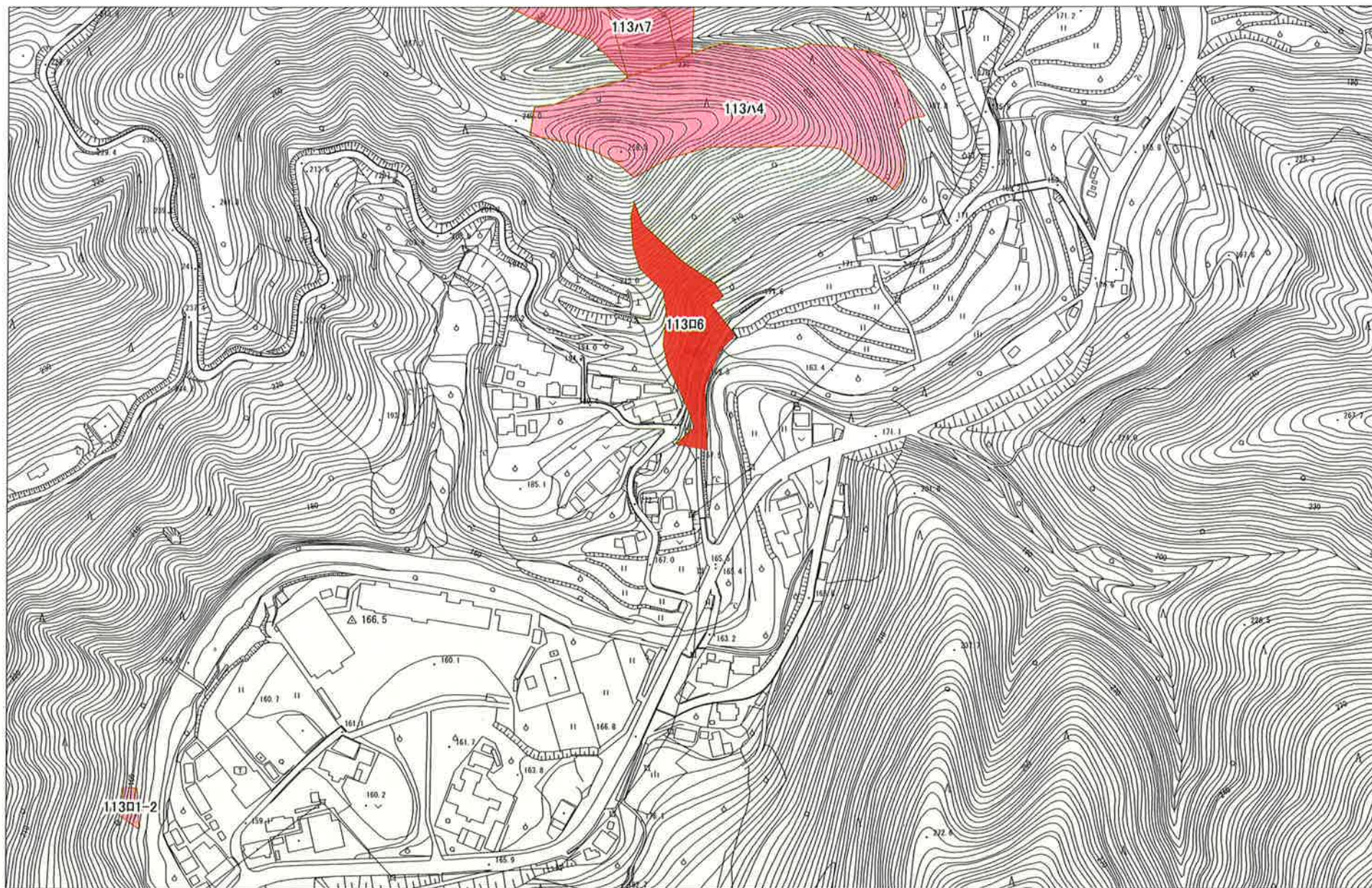














# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)					(名称) みなべ町長 小谷芳正					(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742				
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	1	山林	0.09	ヒノキ	63	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	147
2	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	2	山林	0.10	スギ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	148
3	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	3	山林	0.70	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	149
4	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	4	山林	0.06	ヒノキ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	150
5	清川	西内野	1761-1	116	イ	3	0	山林	0.15	スギ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	151
6	清川	西内野	1761-1	116	イ	3	0	山林	0.34	ヒノキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	152

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      印

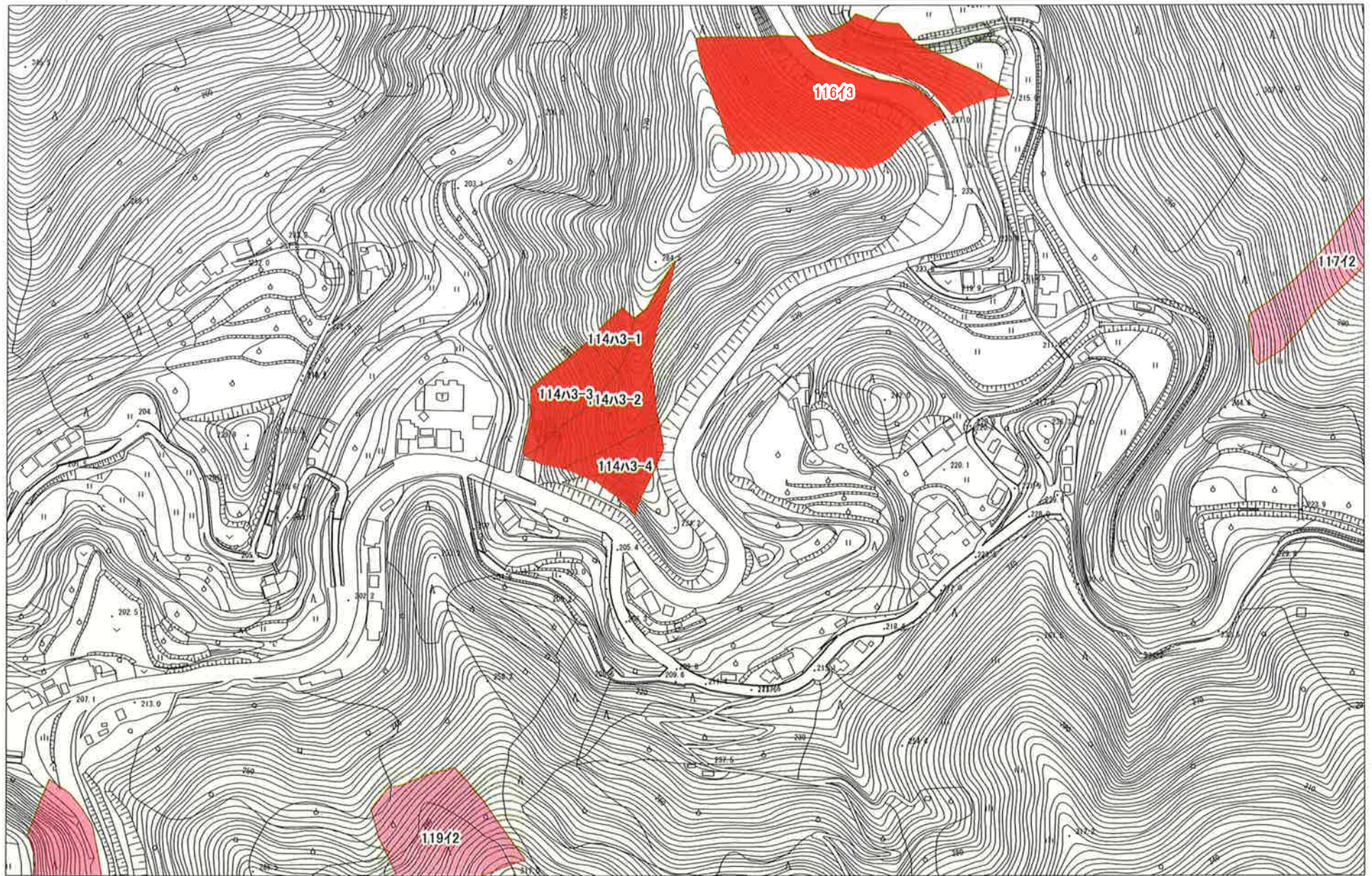
権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	1	
2	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	2	
3	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	3	
4	清川	湯ノ川口	1709	114	ハ	3	4	
5	清川	西内野	1761-1	116	イ	3	0	
6	清川	西内野	1761-1	116	イ	3	0	
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	包谷 口	1518	113	ハ	4	0	山林	0.36	スキ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	153	
2	清川	包谷 口	1518	113	ハ	4	0	山林	0.74	ヒノキ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	154	
3																		
4																		

この計画に同意する

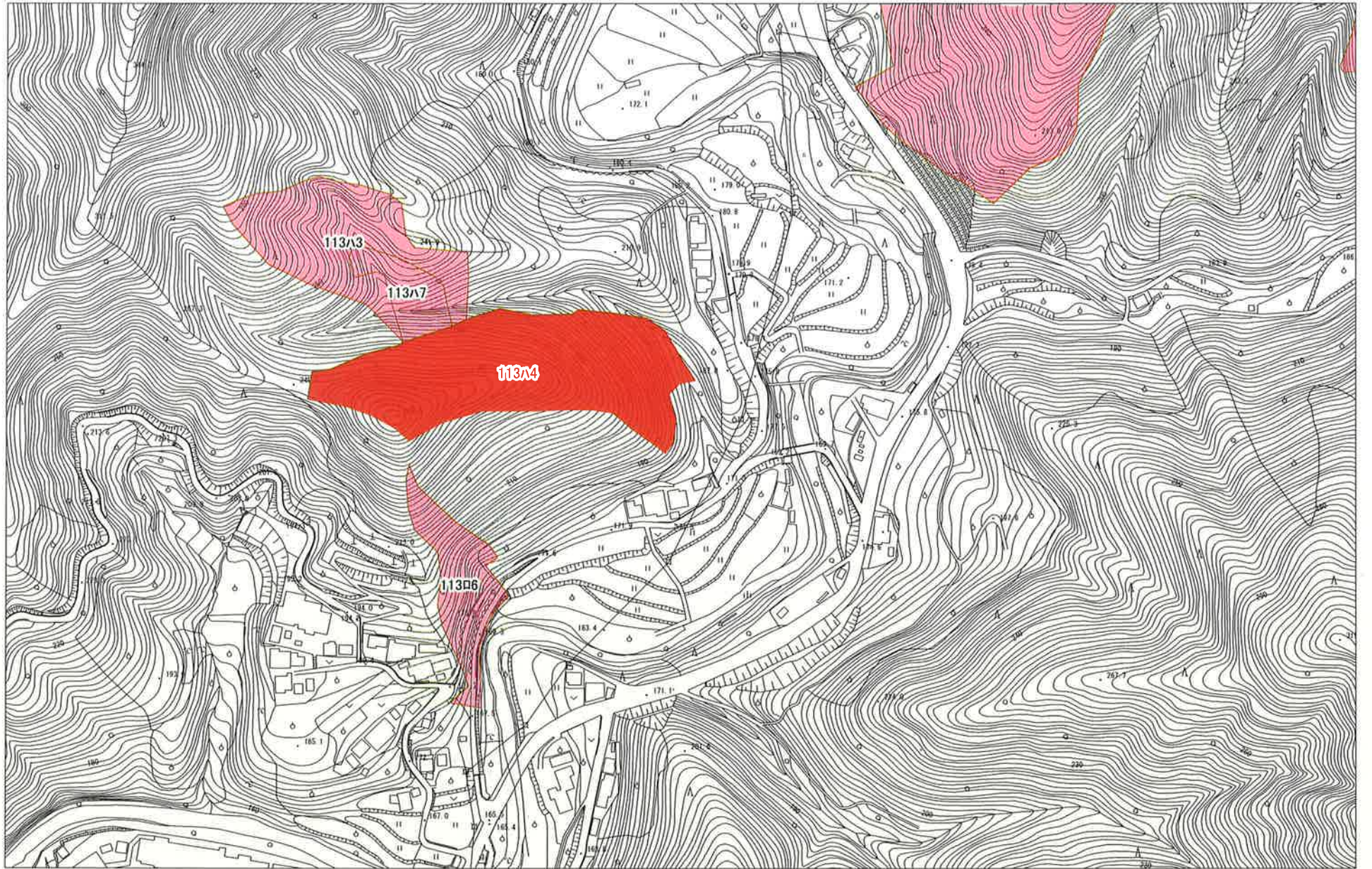
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ⑧

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	宮ノ平	1383-1 1383-5	113	口	1	2	山林	0.03	スギ*	46	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	155
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      印

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	名古屋 佐	1027-1 1027-3	112	口	7	0	山林	0.28	ヒノキ	62	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	156
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

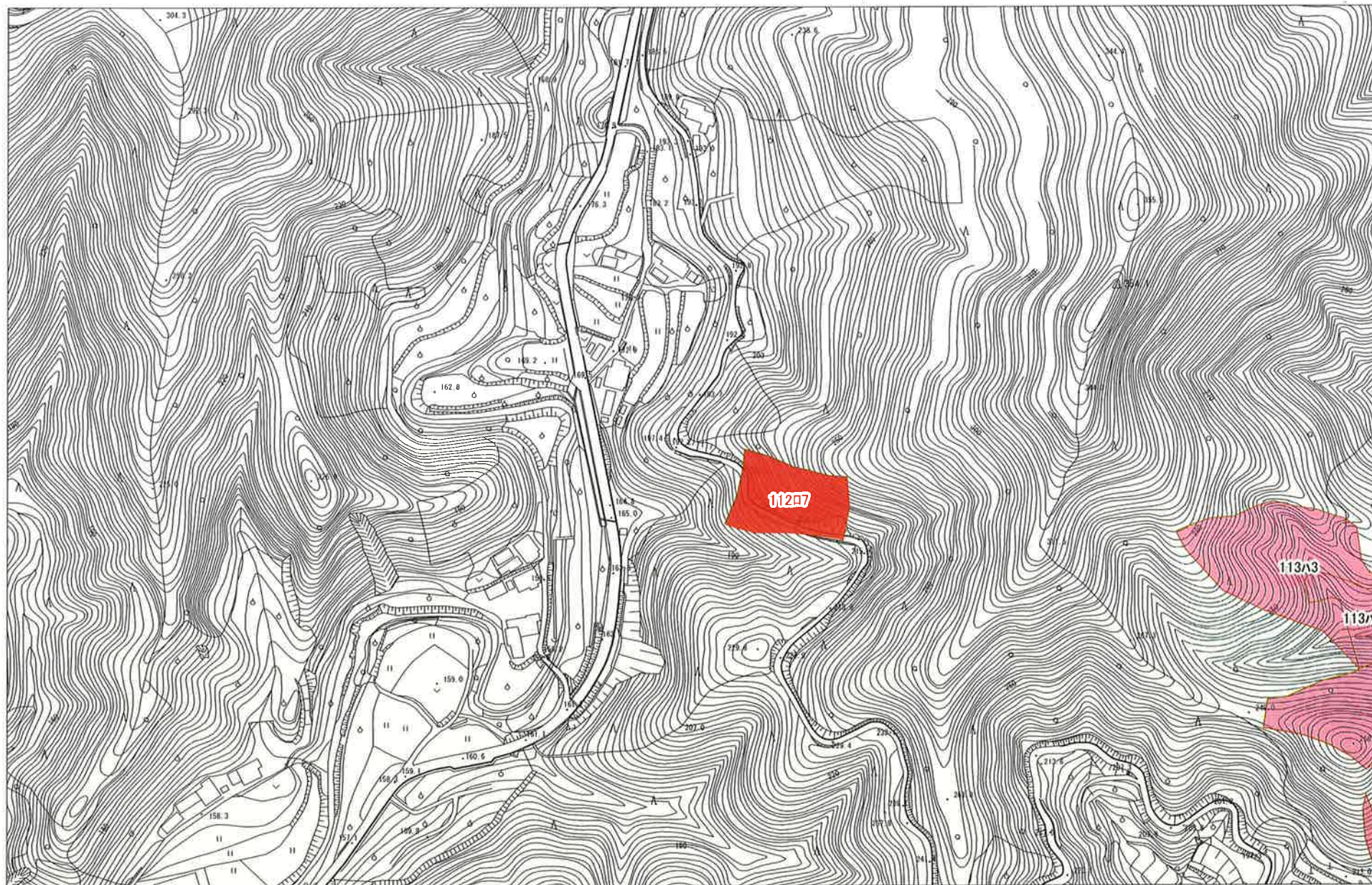
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	柿原	4322-1	126	イ	9	0	山林	0.33	ヒノキ	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	157	
2	清川	柿原	4322-1	126	イ	9	0	山林	0.20	スギ*	60	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	158	
3																		
4																		

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林				経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容			
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番
	大字	小字	地番				
1	清川	柿原	4322-1	126	イ	9	0
2	清川	柿原	4322-1	126	イ	9	0
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
19							
20							

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づいて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	上後垣内	1565-1 1564-1	113	ハ	7	0	山林	0.11	ヒノキ	89	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	163	
2	清川	包谷口	1521	113	ハ	3	0	山林	0.20	スギ	56	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	161	
3	清川	包谷口	1521	113	ハ	3	1	山林	0.50	ヒノキ	49	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	162	
4	清川	市井砦	1613	113	ハ	13	2	山林	0.29	スギ	58	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	164	
5	清川	市井砦	1613	113	ハ	13	2	山林	0.70	ヒノキ	58	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	165	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	藤六	383-1 383-2 383-3	138	口	10	0	山林	0.40	スギ*	59	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	166
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)                      住 所                      (同上)                      氏名                      みなべ町長 小谷 芳正                      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      住 所                      (同上)                      氏名                      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林							経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容	
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	
	大字	小字	地番					
1	清川	藤六	383-1 383-2 383-3	138	口	10	0	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
2								○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	向宇 路住	107-1 108-1	107	ハ	3	0	山林	1.27	ヒノキ	53	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	167
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

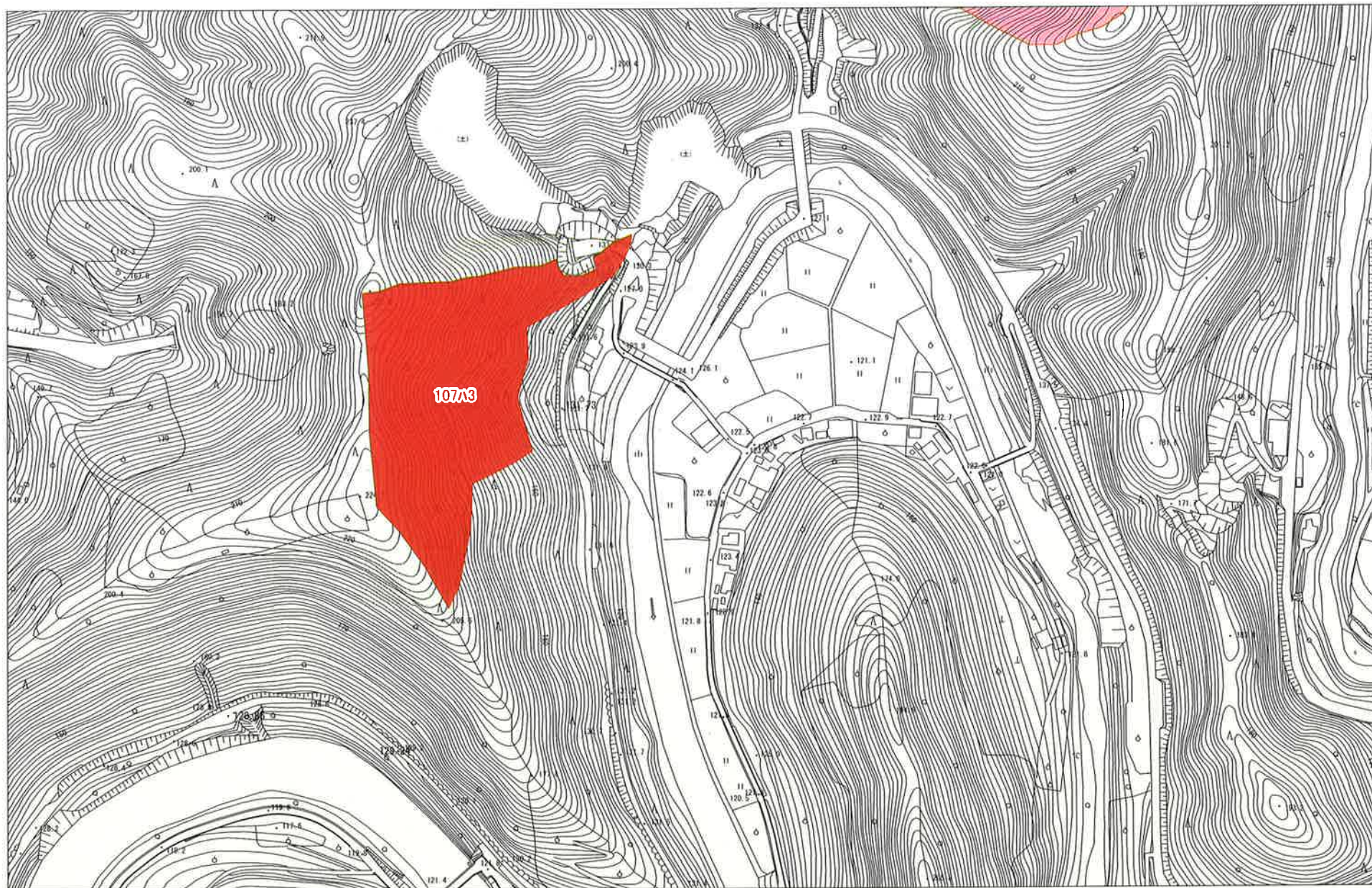
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)									(名称)		(所在地)			
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)									みなべ町長 小谷芳正		和歌山県日高郡みなべ町芝742			
			乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	椎平	3971-1	123	□	1	0	山林	0.49	ヒノキ	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	169
2	清川	椎平	3971-1	123	□	2	0	山林	0.70	ヒノキ	32	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	170
3	清川	椎平	3971-1	123	□	2	1	山林	0.01	スキ*	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	171
4	清川	椎平	3971-1	123	□	2	1	山林	0.07	ヒノキ	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	172
5	清川	椎平	3971-1	123	□	2	2	山林	0.08	スキ*	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	173
6	清川	上久保	3294ウチ1	134	□	2	0	山林	0.09	スキ*	40	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	174



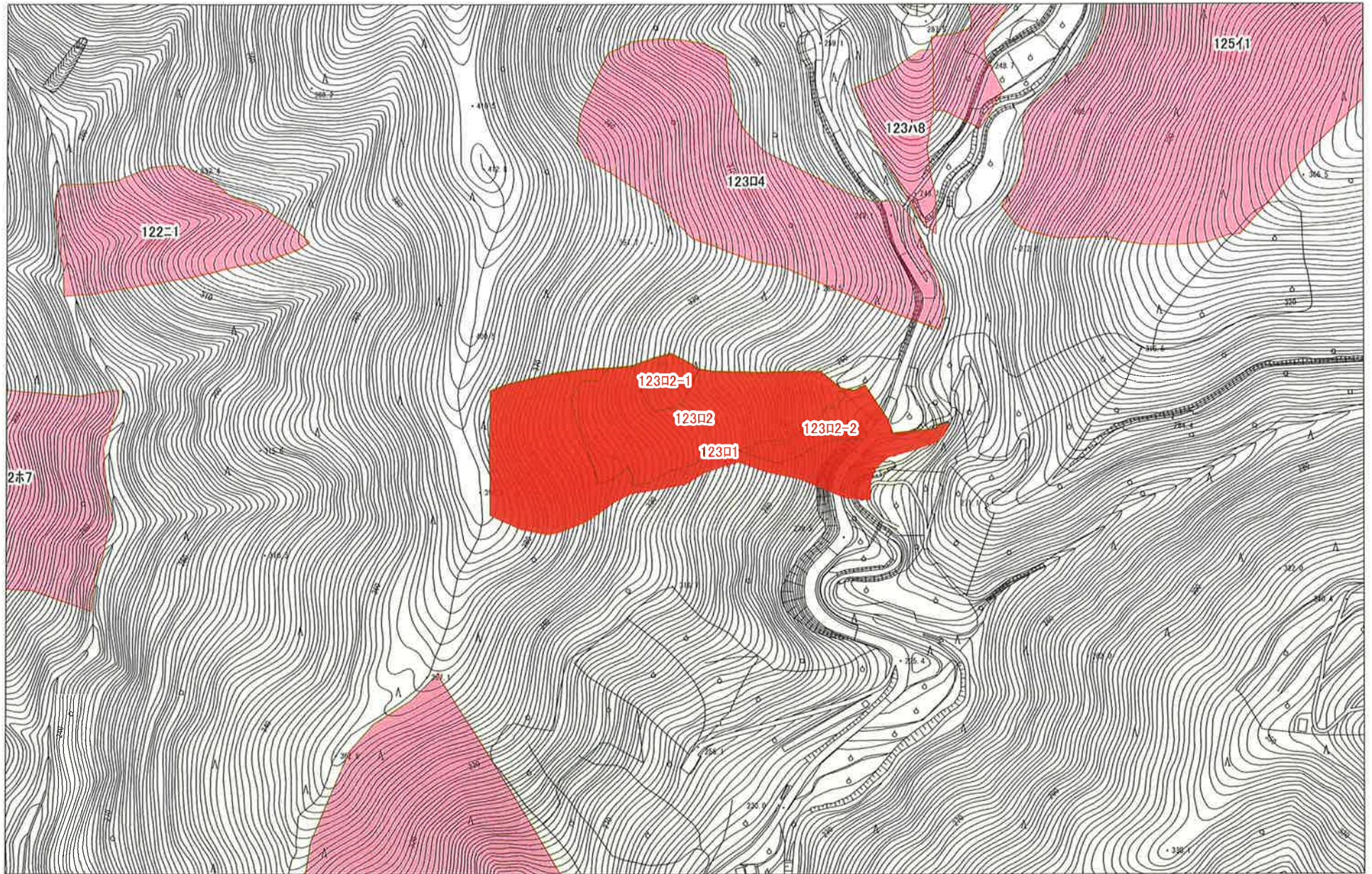




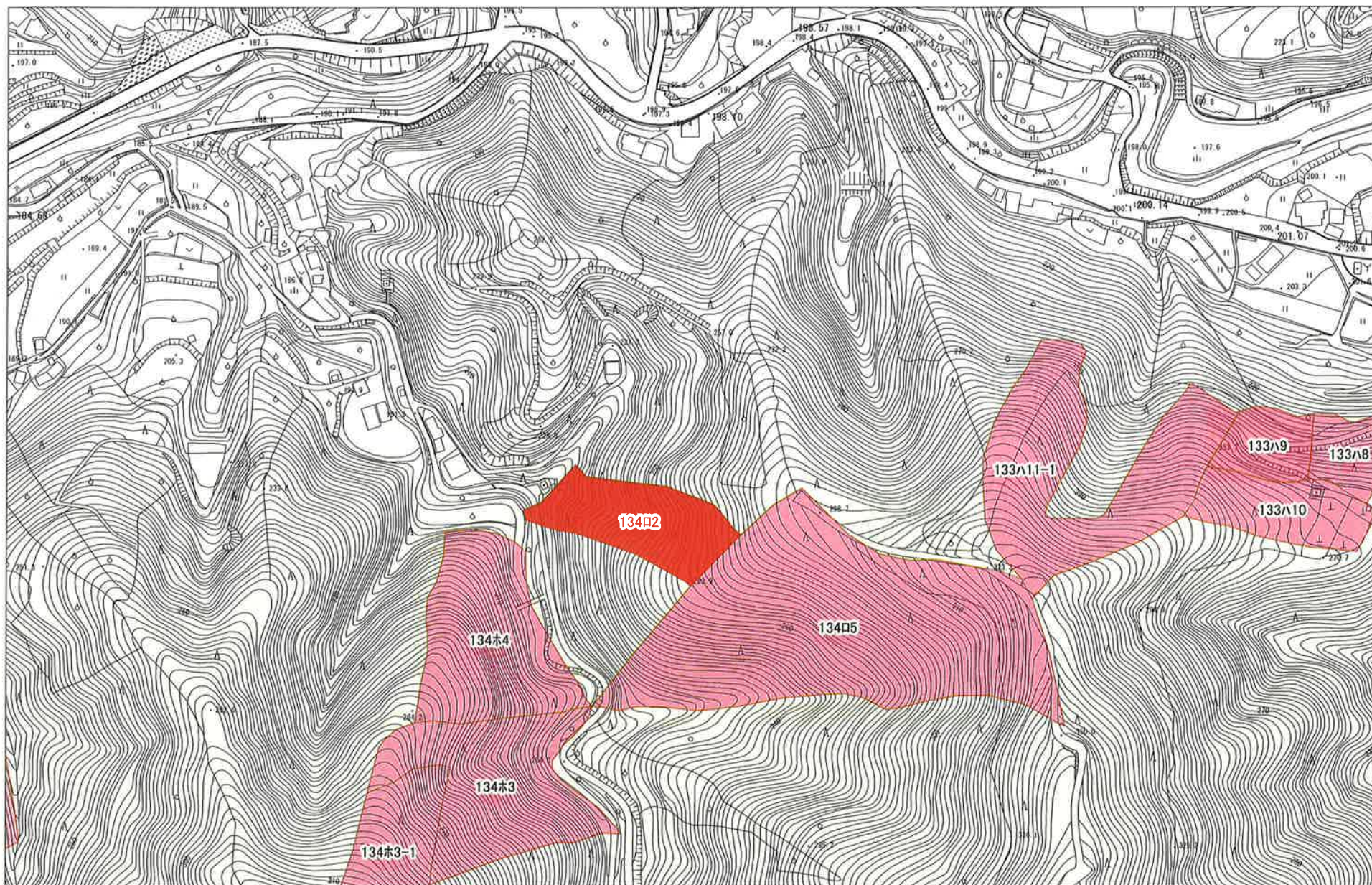
別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	椎平	3971-1	123	□	1	0	
2	清川	椎平	3971-1	123	□	2	0	
3	清川	椎平	3971-1	123	□	2	1	
4	清川	椎平	3971-1	123	□	2	1	
5	清川	椎平	3971-1	123	□	2	2	
6	清川	上久保	3294ウチ1	134	□	2	0	
7	清川	上久保	3294ウチ1	134	□	2	0	
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)					(名称) みなべ町長 小谷芳正					(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742				
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	虫野	4427-1	131	二	1	0	山林	1.00	ヒノキ	78	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	176
2	清川	虫野	4427-1	131	二	2	0	山林	0.14	スギ*	38	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	177
3	清川	虫野	4427-1	131	二	2	0	山林	0.18	ヒノキ	38	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	178
4	清川	虫ノ谷	4452-1	131	ハ	3	0	山林	0.84	スギ*	45	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	179
5	清川	虫ノ谷	4452-1	131	ハ	3	0	山林	0.84	ヒノキ	45	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	180
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>																	



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	虫野	4427-1	131	二	1	0	
2	清川	虫野	4427-1	131	二	2	0	
3	清川	虫野	4427-1	131	二	2	0	
4	清川	虫ノ谷	4452-1	131	ハ	3	0	
5	清川	虫ノ谷	4452-1	131	ハ	3	0	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)		
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)								
1	清川	桃ノ川	4003	124	ホ	10	0	山林	1.52	ヒノキ	57	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	181		
2																			
3																			
4																			

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

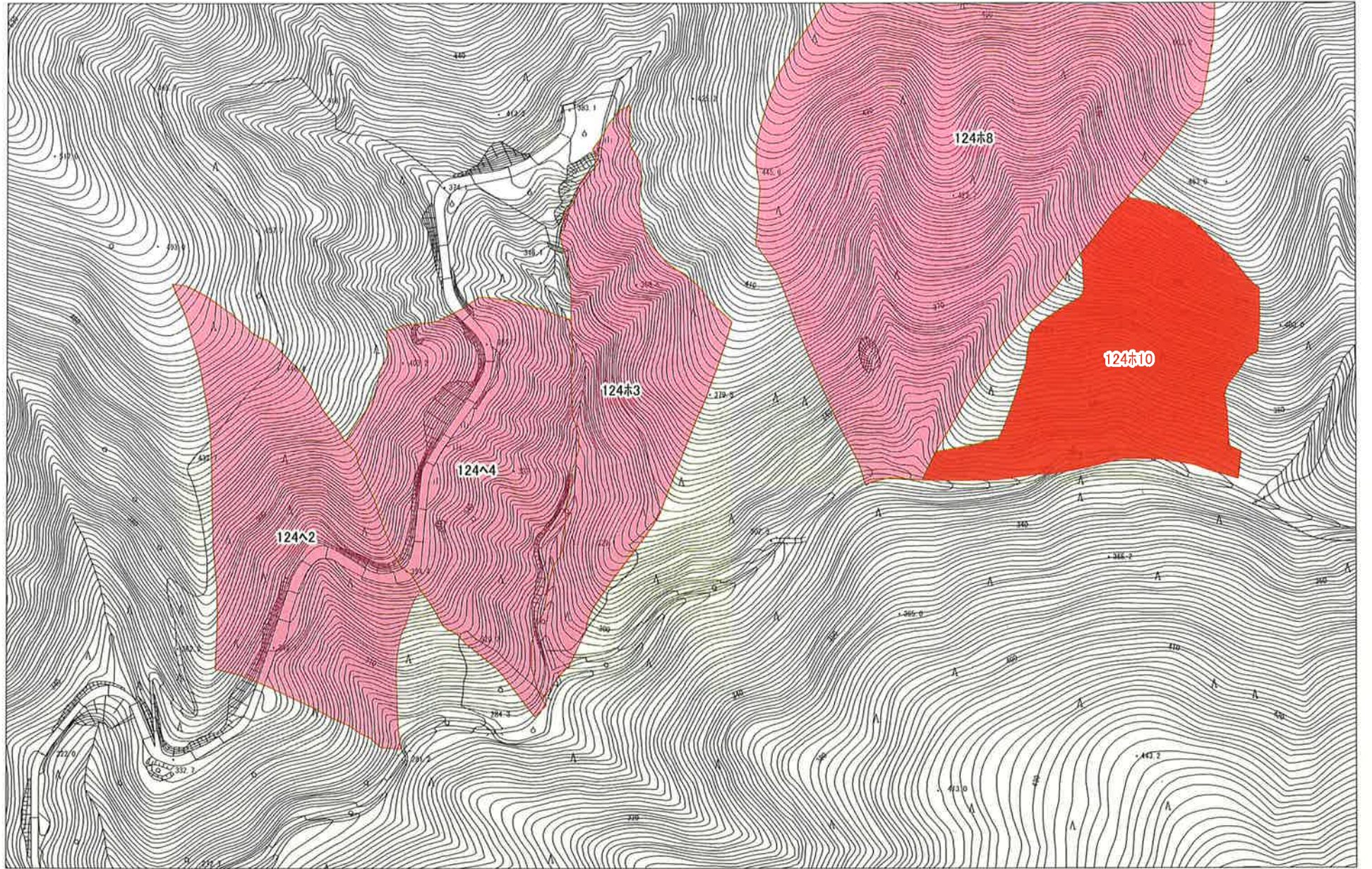
権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	桃ノ川	4003	124	木	10	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	中阿 津	3177	121	木	12	0	山林	0.37	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	182
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

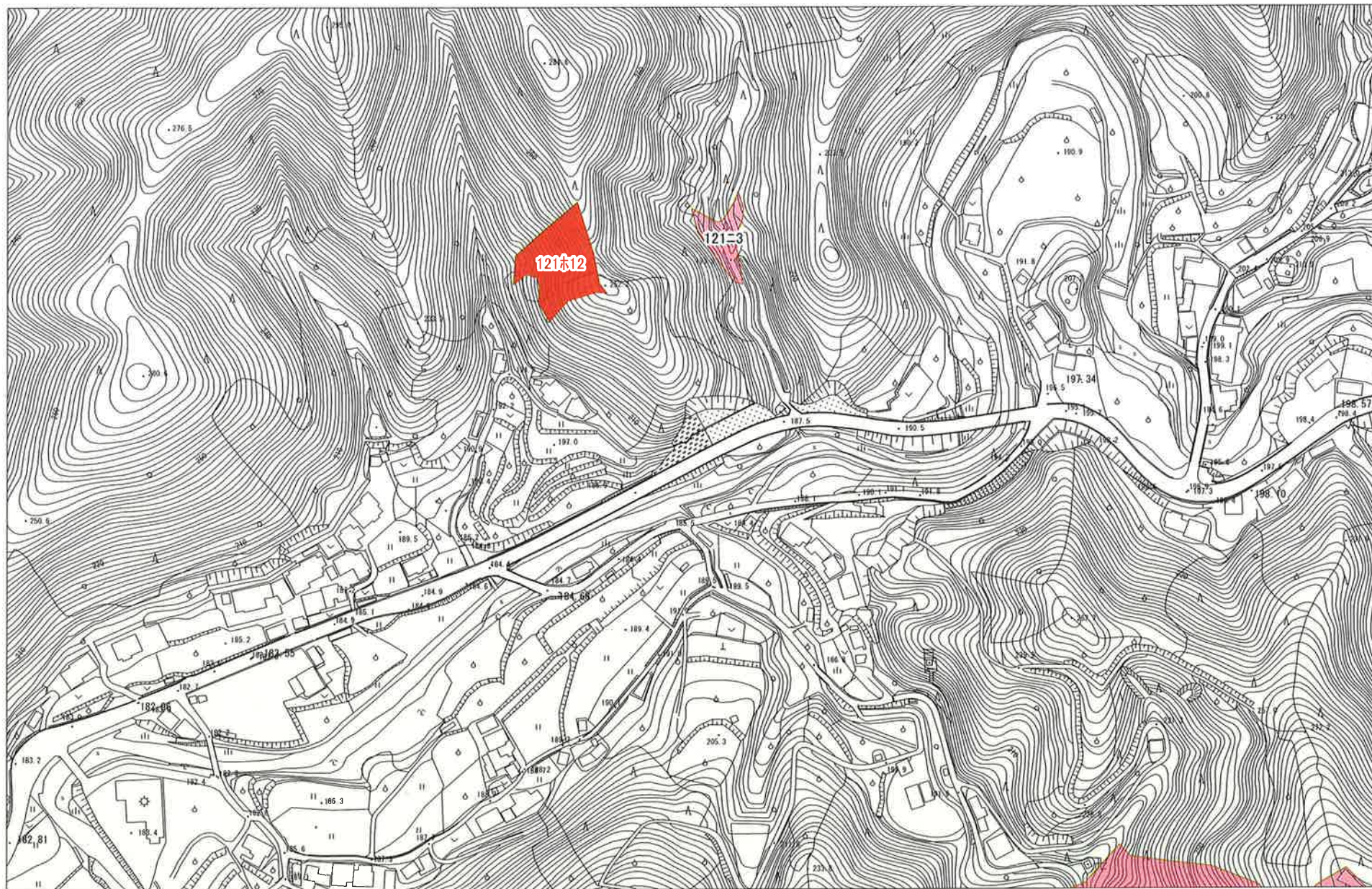
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊞

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	柳ヶ瀬	1337-2	137	イ	1	0	山林	0.40	ヒノキ	64	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	183
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ⑩

権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX











# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)						
1	清川	岡田	819	112	ホ	11	0	山林	0.95	ヒノキ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	184
2																	
3																	
4																	

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ⑩

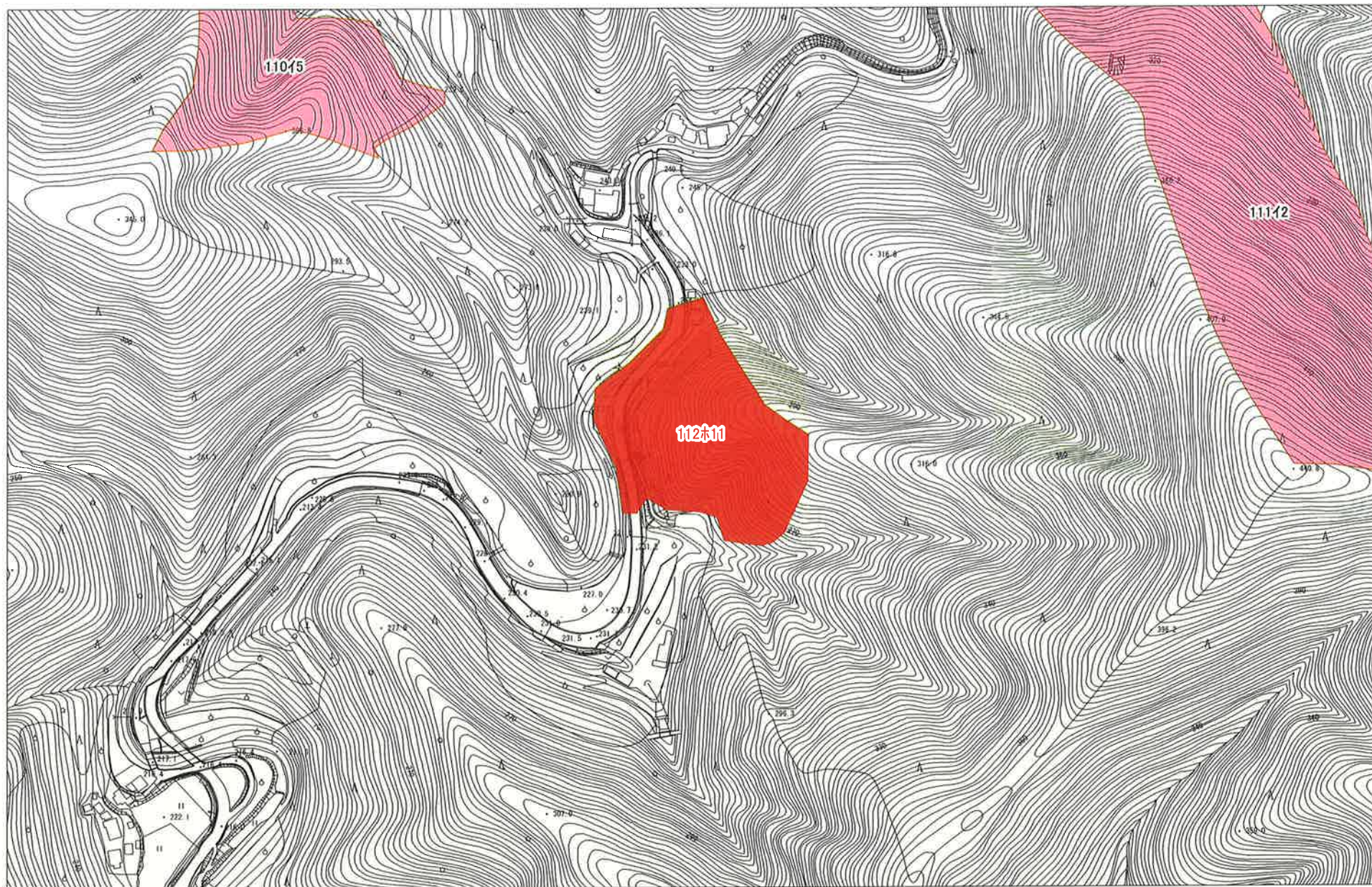
権利を設定する森林の森林所有者(甲)      住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX



別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	
	大字	小字	地番					
1	清川	岡田	819	112	木	11	0	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集4-01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B) 10年間	経営管理 に基づい て行われ る経営管 理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲に (D)を支払う べき時期、相 手方及び方 法	備考 (現地 連番)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林 班	小班	枝番	地目	面積	現況 樹種	現況 林齢 (年生)							
1	清川	桃ノ川	4024	125	イ	1	0	山林	0.28	スキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	185	
2	清川	桃ノ川	4024	125	イ	1	0	山林	4.18	ヒノキ	47	2022.4.1	2032.3.31	別添1の ①参照	経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じ た木材の販売する収益は 乙のものとする	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行はな い	186	
3																		
4																		

この計画に同意する

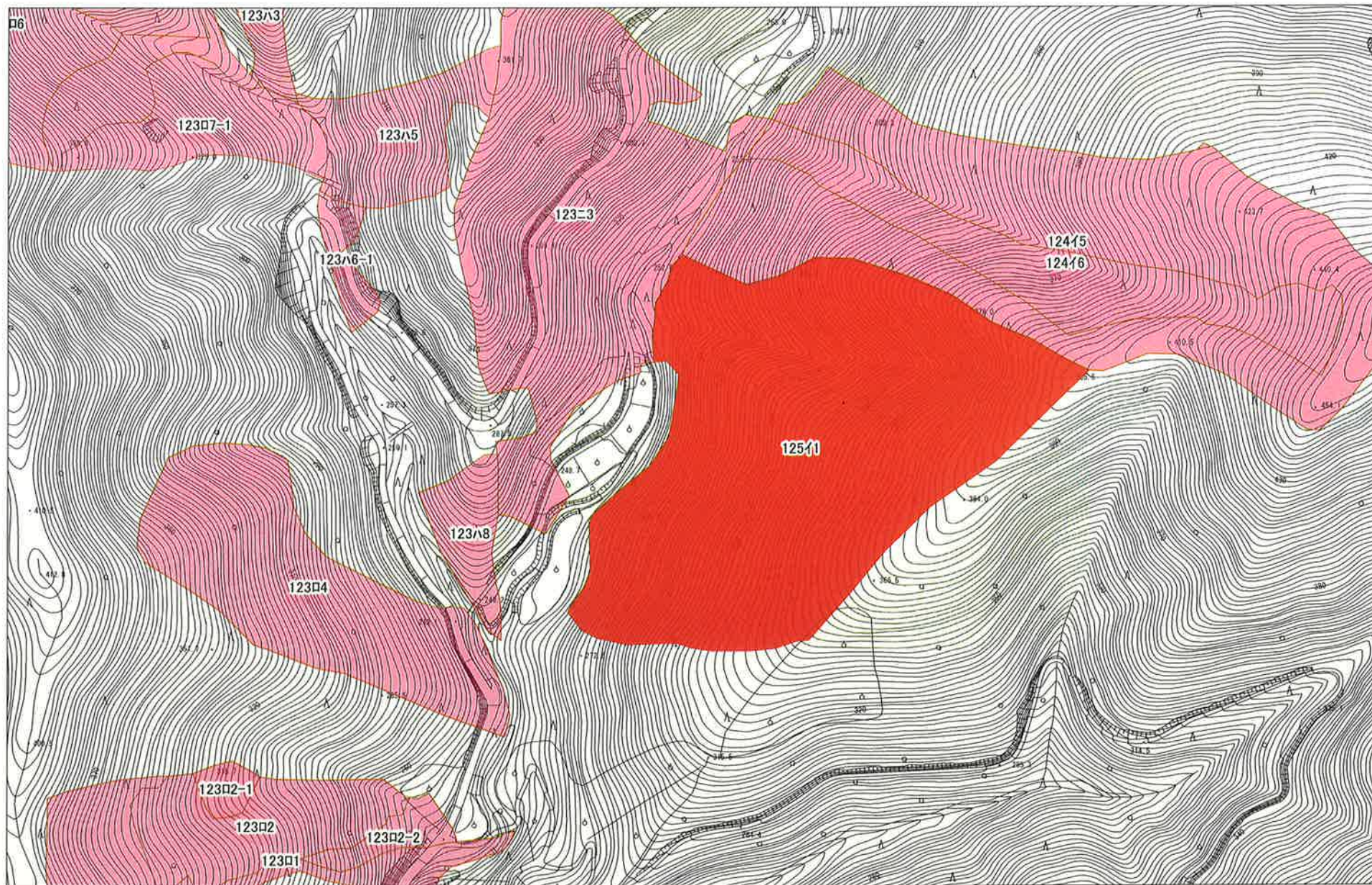
権利の設定を受ける市町村(乙)      住 所      (同上)      氏名      みなべ町長 小谷 芳正      ㊟

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所      (同上)      氏名      XXXXXXXXXX









1:3000



# 経営管理集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集4-01		経営管理権の設定を受ける(乙)									(名称)		(所在地)			
			経営管理権の設定する森林の 森林所有者(甲)									みなべ町長 小谷芳正		和歌山県日高郡みなべ町芝742			
			乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
1	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	イ	5	1	山林	0.05	スギ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	187
2	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	イ	5	1	山林	0.05	ヒノキ	50	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	188
3	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	0	山林	0.10	スギ	68	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	189
4	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	1	山林	0.10	スギ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	190
5	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	1	山林	0.56	ヒノキ	55	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	191
6	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	口	3	0	山林	0.52	ヒノキ	52	2022.4.1	2032.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	192



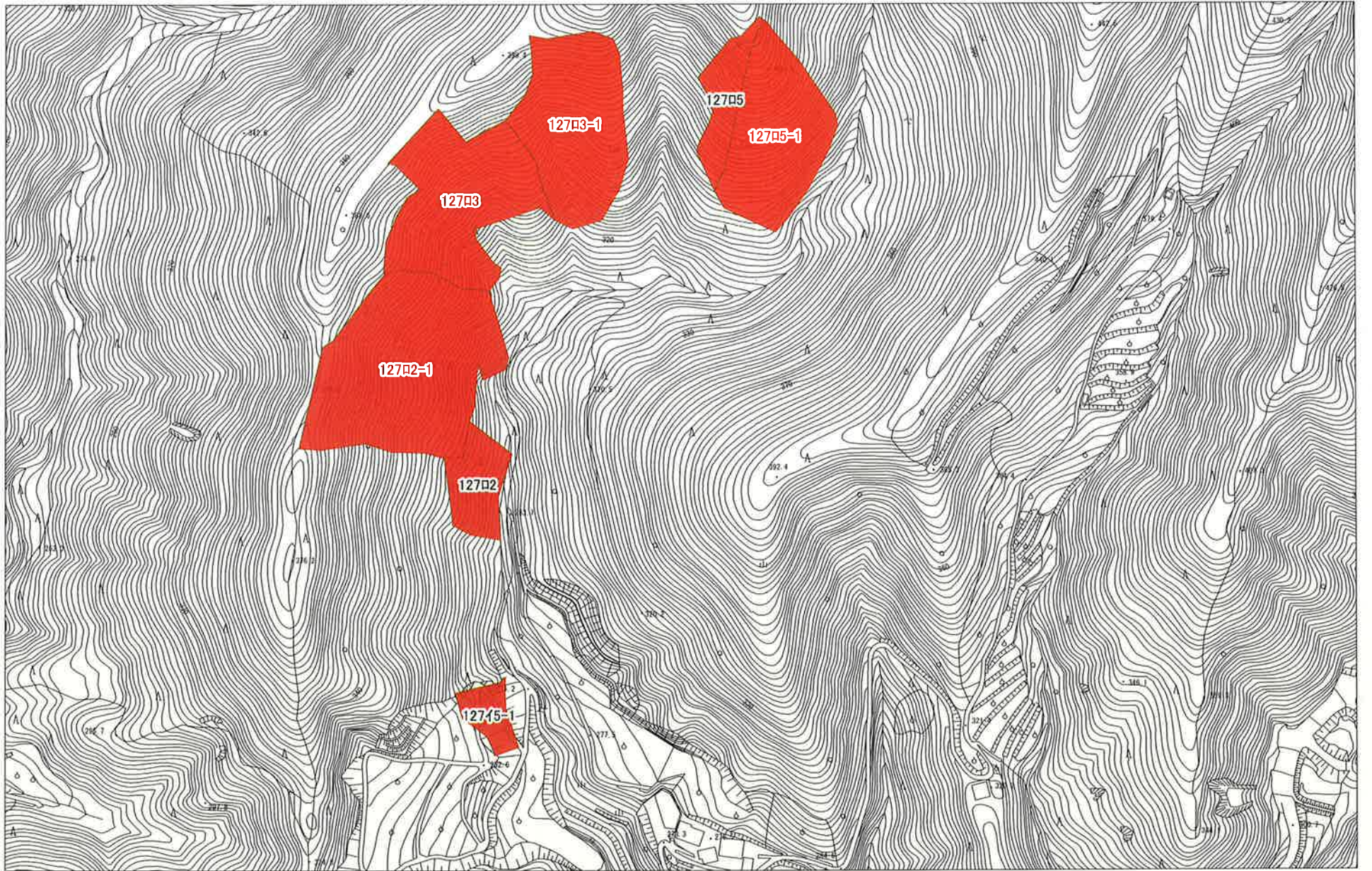




別添1 経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容(C)

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所 在			林班	準林班	小班	枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番					
1	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	イ	5	1	
2	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	イ	5	1	
3	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	0	
4	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	1	
5	清川	西臼ノ谷	4483-5 4484-2	127	口	2	1	
6	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	口	3	0	
7	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	口	3	1	
8	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	口	5	0	
9	清川	西臼ノ谷	4483-3	127	口	5	1	
10								
11								
12								
13								
14								
15								
19								
20								







## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。



(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出である場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

乙は、次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



